



第447号 「がんばろう、日本！」 国民協議会 機関紙

発行所「がんばろう、日本！」 国民協議会 発行人 戸田政康 編集人 石津美知子 http://www.ganbarou-nippon.ne.jp (東京事務所) 東京都千代田区九段北4-3-16 サンライン第14ビル6階 〒102-0073 TEL 03(5215)1330 FAX 03(5215)1333 (発行所) 東京都東大和市南郷2-17-16 パピルス会館 〒207-0014 TEL 042(566)2950(代) FAX 042(566)2949 (郵便振替)00160-9-77459 「がんばろう、日本！」国民協議会 ゆうちょ銀行 019店 当座0077459

1部 300円 定期購読 半年2,000円 一年3,500円

今号の紙面 2面 一灯照隅(地方議員のコラム) インタビュー 3-6面 「ミドルパワー戦略」 添谷芳秀・慶應大学教授 6-8面 「国民主権の発現としての憲法改正」 井上武史・九州大学准教授 「オバマ広島訪問と核なき世界」 中村佳子・長崎大学准教授 「参議院選挙」 大野元裕・参議院議員

私たちの民主主義を、さらに鍛える — 国民主権の発現としての憲法改正

「主権者として憲法を立てる」を身近に創りだし、実感するために 望む未来がありますか？ 選挙は政治家のものではなく、自分の未来の話 ～主体は私たちだ

参議院選挙は、「改憲勢力、三分の二議席に」という当初の予想どおりの結果となった。イギリスの国民投票でも、アメリカの大統領候補選びでも、韓国や台湾の選挙でも、既存政治の枠の外的変化が事前の想定を覆す、既存政治のインサイダー、制度の枠内にいる者ほど事態を見誤る、ということになっていく。当初の想定どおりの結果、という選挙は主要国では日本くらいだ。

「.:.:」だが自分は、これは自分たちの選挙で、〇〇さんの選挙ではないと思っています。候補者が主体ではなく、選挙民が主体だからです。〇〇さんは私たちの選挙に候補者として選ばれた客体的なものです。私たちが〇〇さんのサポーターではなく、〇〇さんが私たちのサポーターなんです。候補者がどんな政策を訴えようとも、私たちに望む世界がなくては、選ぶようがありません。『選べない』とか『選

択肢がない』とか耳にします。その前に望む世界がありますか。もしなければ誰も望まない世界になります。世界は望む力が大きいように形成されていきます。多くの人が、目先の面倒事を知らないふりをする。ことを望めば、望まなかった世界ができてしまいます。(ある会員のFacebookより)

「若者は保守寄りで、自民党支持が多い」とニュースが言っていた。たしかにそうだろうと感じる。だっていまの生活を格別変えてほしい、変えたいと思っている若者はそんなにいないはずだ。変わらなくても明日はくるのだから。しかし、その明日が来続けた先にあるのは、高齢化社会、年金だ、リストラだ、社会保障だ……明日は来るけれど、その先にはなにもない。

「若者は保守寄りで、自民党支持が多い」とニュースが言っていた。たしかにそうだろうと感じる。だっていまの生活を格別変えてほしい、変えたいと思っている若者はそんなにいないはずだ。変わらなくても明日はくるのだから。しかし、その明日が来続けた先にあるのは、高齢化社会、年金だ、リストラだ、社会保障だ……明日は来るけれど、その先にはなにもない。

「自民党は『憲法は押しつけ』」「占領下で作られた」と言い続けているが、権力を持っている人が憲法に疑義を唱えるのは、社会にとっていいことではない。今の憲法が主権のない時に作られたのは事実だが、主権を回復した後、我々は憲法を放棄

せず、認めてきている。憲法が無効なら、今までの法律も国会議員も全部否定されてしまう。最初の改正は、憲法に対して国民が意思表示をし、承認する機会にすればいい。いろいろな条文を変えたい自民党にとって都合が悪いかもしれないが、それによって『押しつけ論』は消える。今の憲法を認めた上で、それと一体を成すものとしての改正案も認める、と国民が意思表示をすることに意味があると思う(井上武史・九州大学准教授 読売7/25)

戦前回の改憲論、二度と戦争はゴメンだという護憲論は、憲法を「不磨の大典」に祭り上げてしまい、逆に社会の変化に対応して憲法を改める三原則を発展させることによって暮らして社会がどう変わったと、主権者としての実感を私たちは持っている。その結果、広がるのは憲法への無関心、それと表裏一体となった憲

存在への一票なのだと思う。僕は、これから生きていく道に希望を感じさせてくれる誰かに、未来を託したいのだ。

「中略」それは『9条を守るための選挙』だとか、『アベ政治を許さない』とか言わない人たちではないんじゃないか、少なくとも僕はそう思っています。僕は、選挙で問われるべき本来の論点を政策でどう解決するのかを聞きたい。僕たちが一票を入れるべき選挙は『誰かにNOをつきつけるための選挙』ではないはずだ。

「主権者として憲法を立てる」を
身近に創りだし、実感するために

「主権者として憲法を立てる」を
身近に創りだし、実感するために

「主権者として憲法を立てる」を
身近に創りだし、実感するために

「主権者として憲法を立てる」を
身近に創りだし、実感するために

法については何を言ってもいい(何でもアリ)の歪んだ世界。「主権者として憲法を立てる」という実感を持つ世界へと、転換していく一歩を踏み出すときだ。

「改正論議は、70年間、社会の変化に対応しなかった憲法を今後も持ち続け、解釈変更や法律の制定で対応していきますか」という点を問うことになる。中略、海外でも憲法改正のハードルは高い。エネルギーがある。政治家には、憲法改正は社会の変化に対応する政治を作るチャンスだという視点を保持してほしい(井上准教授 前出)

戦前回の改憲論を封じるのは、日本国憲法の三原則—基本的人権、平和主義、国民主権を、時代や社会の変化に対応してどう深化・発展させるか、という問題設定からの憲法改正論だ。この点、自民党の憲法草案の基軸は、基本的人権の制限、平和主義の放棄、国民主権の縮小だ。また「政府の規定がない」ということは、主権者国民が権力を構成する、という国民主権の原則とは別のものに拠っているということにはかならない。

憲法の三原則を時代の変化に対応して発展させ、社会の変化に対応する政治を作るチャンスとするためには、憲法論議の土台を常識の線に持っていくことも必要になる。

「憲法には①前文に代表される国の基本的な性格やその象徴に関わるような規定②平和主義や人権保障の基本原則など国の政治のあり方の基本原則を定めるような規定③統治機構に関する専門技術的な色彩の強い規定——など様々な内容の規定が混在する。

こうした規定の性格により改正プロセスのあり方も相違があるべきである。①や②については、国民的な熟議が求められる。ある事項を憲法に規定する

「中略」他方、③の専門技術的な色彩の強い規定については、議論の段階では専門家の関与が不可欠だろう。最終的には国民が憲法改正を決定するとしても、検討過程で国民の代表である国会に独占させるべきではない。なお、60回の改正を経験したドイツをはじめ、諸外国では頻りに憲法が改正されていることが指摘されるが、多くの場合、専門技術的色彩の強い規定に関するものであることに留意すべきだろう(曾我部真裕・京都大学教授 日経6/9)

こうした憲法改正の常識に立てば、自ずと「今の憲法を認めたい」という国民が多数を占めることになる。国民が意思表示をすること(井上准教授 前出)となる憲法改正のテーマも、常識の範囲に絞られてくるはずだ。当然それは、特定政党の党是や草案に基づいたものではなく、主要な与野党間で合意がとれる項目、論点となるべきであることは、言うまでもない。

大切なことは、こうした問題設定を「憲法改正の話」としてではなく、時代や社会の変化に対応する政治を作るための議論を起すに、国民的な議論としていくことだ。あえて言えば、それは憲法の話ではなく、私たちがどんな未来を望むのか、という話なのだから。

「反立憲政治を止める」は、単なる選挙のスローガンではない。国民がこれほど憲法を意識

一灯照隅 第二二六回

船橋オートレース場の廃止から読み取る 議会と行政

梅内幹雄 (船橋市議会議員・会員)

私は昭和40年静岡県熱海市生まれ50歳。昭和45年に船橋市に移り住み、以来46年間船橋で暮らしています。昭和60年(1985年)オートレース選手第19期生(船橋所属)として公営競技の選手としてデビューし、現在も現役続行中です。

そして昨年4月に行われた統一地方選挙において、千葉県船橋市の市議会議員に選出されました。ですから「船橋市議会議員」という立場と「現役オートレース」という立場、二足のワラジ、二刀流で議員活動とオートレースに取り組んでいます。

浜松・山陽・飯塚となっていました。その中でも船橋場が最も歴史が古く、昭和25年に開場され「オートレース発祥の地」と言われています。また歴代名選手を生み出し、現在もオートレース業界を牽引している強豪選手が多数おり、船橋最強軍団と称されていました。

18年度から平成25年度までの8年間は(株)日本トーター、平成26年からは(株)日本写真判定に委託し運営されてきました。経営リスク、赤字リスクを背負いながらも、船橋オートレースの為に鋭意努力していただいたと感謝しています。施設会社である(株)よみうりランド、土地所有者である(株)三井不動産にしてもそう感じている面もあります。しかし今回の廃止に至っては、様々な背景があります。

廃止の理由にも含まれている施設の老朽化。それに伴う施設整備、耐震補強や継続経費など約14億円に上る費用を施行者は負担できない、との意見。この数字については施設会社が試算のものであったが、選手会が調査したところによると、約半分の7億円程度との提示もありました。私自身も考えたところ、走路に関していえば公正安全の観点から見ても今すぐ改修を行う必要性は無く、あと3年は現走路の使用が可能であると判断しています。スタンドの耐震工事に関しても、改修範囲の縮小など経費削減の余地があったと考えられます。そもそも施設会社に対して施設借上げ料を払っていますので、修繕に関する費用は施設会社の負担になるものと考えます。

この数年は、施設会社からの借上げ料の増額や最低補償額の設定が要求されてきました。当時の受託会社(株)日本トーターからすれば、経営リスク・赤字リスクを背負いながら借上げ料の増額は、更なる経営の悪化を余儀なくされます。到底受け入れ難い要求です。また払戻し率の引き下げにより生じた5%の取扱い、使い道や配分についても、色々あったと耳にしています。

このような背景を見ると、平成25年度をもっての(株)日本トーターの撤退は、自らの撤退というより「追い出し」のように見えます。民間の受託事業者が撤退した後に、再び施行者(船橋市・千葉県)による運営はまずありえないことであり、追いつけ、追い越せ、誰にでも分かることではないでしょうか。

この船橋オートレース場の廃止に関しては、非常に不透明な部分が多々あります。先に述べた委託事業者の追い出しのように、ある一部の人間たちで廃止前提のもと、秘密裏に進められてきた感が否めません。しかも議員・議会に対しての説明以前に新聞報道されてしまうという失態。

地方自治体への財政貢献、収益がなければならぬ、その大前提もわかります。しかし事業収益だけが貢献なのではないでしょうか？ 地域雇用の促進もあります。またレジャーとして、趣味として、毎日の日課のように足を運んでくれる方々もおられます。

そもそもなぜ市議会議員になろうとしたかと言いますと、平成26年の8月に「船橋オートレース場廃止」、平成27年度末をもっての事業廃止という、突然の発表があったからです。私はこの廃止発表前の6月まで、全日本オートレース選手会の会長を務めていました(H26からH28まで4年間)。船橋所属で船橋支部長を経ての選手会長でしたので、船橋場の運営が厳しい状況であることは理解しておりましたが、突然の廃止に関してはいささか予期せぬものでした。

平成24年には法律改正により払い戻し率を変更し、75%から70%に引き下げました。これは諸刃の剣であり、事業は一時的に収支の改善が見られたが、売上減少にも拍車がかかったと言われています。

その後の年間30億円以上あった借上げ料も、近年は10分の1程度まで落ち込んでいたと思われま

その後選手会を中心として廃止撤回を求める署名活動を行い、全国から12万筆を超える署名をいたたき船橋市・千葉県に提出しました。

ここで私の話に移りますが、廃止発表から半年が過ぎ、署名に関する船橋市・千葉県からの回答も無く、ただ時間が過ぎていった状況の中、平成27年2月頃に4月に統一地方選があるという事を知り、議会の中から訴えていくしかないと考えたのです。非常に迷いましたが、ここでやらないと絶対後悔すると思ひ、出馬に踏み切りました。

この船橋オートレースの廃止問題を振り返りますと、船橋市の市政全体の問題点と重なることに気付かされます。市政に関しての多くの事が一部の行政側の人間だけで進められていく船橋市政。不十分な説明、隠ぺい体質。市長案、執行部側からの提案をすべて通してしまふ議会。「NO」と言えない議会。これからの船橋市政と市議会の大きな課題と考えます。

以前、船橋市副市長と話をした際、私がオートレース事業から一般会計への繰入は無くて、最低補償(包括的民間委託)によって毎年度、船橋市・千葉県に各5000万円、3500万円が支払われている、平成26年度3500万円を特別会計に入れていることは事実上、市に貢献しているのではないかと言うと、副市長は「そんなもの、職員の給与程度にしかならず、市への貢献とは言えない」と言いはなした。これには耳を疑いました。

今、船橋市においても議会改革や議会基本条例の制定が議論されていますが、その前に議員と首長の意識改革が必要なのではないでしょうか。

この数年は、施設会社からの借上げ料の増額や最低補償額の設定が要求されてきました。当時の受託会社(株)日本トーターからすれば、経営リスク・赤字リスクを背負いながら借上げ料の増額は、更なる経営の悪化を余儀なくされます。到底受け入れ難い要求です。また払戻し率の引き下げにより生じた5%の取扱い、使い道や配分についても、色々あったと耳にしています。

この数年は、施設会社からの借上げ料の増額や最低補償額の設定が要求されてきました。当時の受託会社(株)日本トーターからすれば、経営リスク・赤字リスクを背負いながら借上げ料の増額は、更なる経営の悪化を余儀なくされます。到底受け入れ難い要求です。また払戻し率の引き下げにより生じた5%の取扱い、使い道や配分についても、色々あったと耳にしています。

この数年は、施設会社からの借上げ料の増額や最低補償額の設定が要求されてきました。当時の受託会社(株)日本トーターからすれば、経営リスク・赤字リスクを背負いながら借上げ料の増額は、更なる経営の悪化を余儀なくされます。到底受け入れ難い要求です。また払戻し率の引き下げにより生じた5%の取扱い、使い道や配分についても、色々あったと耳にしています。

この数年は、施設会社からの借上げ料の増額や最低補償額の設定が要求されてきました。当時の受託会社(株)日本トーターからすれば、経営リスク・赤字リスクを背負いながら借上げ料の増額は、更なる経営の悪化を余儀なくされます。到底受け入れ難い要求です。また払戻し率の引き下げにより生じた5%の取扱い、使い道や配分についても、色々あったと耳にしています。

この数年は、施設会社からの借上げ料の増額や最低補償額の設定が要求されてきました。当時の受託会社(株)日本トーターからすれば、経営リスク・赤字リスクを背負いながら借上げ料の増額は、更なる経営の悪化を余儀なくされます。到底受け入れ難い要求です。また払戻し率の引き下げにより生じた5%の取扱い、使い道や配分についても、色々あったと耳にしています。

この数年は、施設会社からの借上げ料の増額や最低補償額の設定が要求されてきました。当時の受託会社(株)日本トーターからすれば、経営リスク・赤字リスクを背負いながら借上げ料の増額は、更なる経営の悪化を余儀なくされます。到底受け入れ難い要求です。また払戻し率の引き下げにより生じた5%の取扱い、使い道や配分についても、色々あったと耳にしています。

この数年は、施設会社からの借上げ料の増額や最低補償額の設定が要求されてきました。当時の受託会社(株)日本トーターからすれば、経営リスク・赤字リスクを背負いながら借上げ料の増額は、更なる経営の悪化を余儀なくされます。到底受け入れ難い要求です。また払戻し率の引き下げにより生じた5%の取扱い、使い道や配分についても、色々あったと耳にしています。

この数年は、施設会社からの借上げ料の増額や最低補償額の設定が要求されてきました。当時の受託会社(株)日本トーターからすれば、経営リスク・赤字リスクを背負いながら借上げ料の増額は、更なる経営の悪化を余儀なくされます。到底受け入れ難い要求です。また払戻し率の引き下げにより生じた5%の取扱い、使い道や配分についても、色々あったと耳にしています。

この数年は、施設会社からの借上げ料の増額や最低補償額の設定が要求されてきました。当時の受託会社(株)日本トーターからすれば、経営リスク・赤字リスクを背負いながら借上げ料の増額は、更なる経営の悪化を余儀なくされます。到底受け入れ難い要求です。また払戻し率の引き下げにより生じた5%の取扱い、使い道や配分についても、色々あったと耳にしています。

この数年は、施設会社からの借上げ料の増額や最低補償額の設定が要求されてきました。当時の受託会社(株)日本トーターからすれば、経営リスク・赤字リスクを背負いながら借上げ料の増額は、更なる経営の悪化を余儀なくされます。到底受け入れ難い要求です。また払戻し率の引き下げにより生じた5%の取扱い、使い道や配分についても、色々あったと耳にしています。

この数年は、施設会社からの借上げ料の増額や最低補償額の設定が要求されてきました。当時の受託会社(株)日本トーターからすれば、経営リスク・赤字リスクを背負いながら借上げ料の増額は、更なる経営の悪化を余儀なくされます。到底受け入れ難い要求です。また払戻し率の引き下げにより生じた5%の取扱い、使い道や配分についても、色々あったと耳にしています。

この数年は、施設会社からの借上げ料の増額や最低補償額の設定が要求されてきました。当時の受託会社(株)日本トーターからすれば、経営リスク・赤字リスクを背負いながら借上げ料の増額は、更なる経営の悪化を余儀なくされます。到底受け入れ難い要求です。また払戻し率の引き下げにより生じた5%の取扱い、使い道や配分についても、色々あったと耳にしています。

この数年は、施設会社からの借上げ料の増額や最低補償額の設定が要求されてきました。当時の受託会社(株)日本トーターからすれば、経営リスク・赤字リスクを背負いながら借上げ料の増額は、更なる経営の悪化を余儀なくされます。到底受け入れ難い要求です。また払戻し率の引き下げにより生じた5%の取扱い、使い道や配分についても、色々あったと耳にしています。

この数年は、施設会社からの借上げ料の増額や最低補償額の設定が要求されてきました。当時の受託会社(株)日本トーターからすれば、経営リスク・赤字リスクを背負いながら借上げ料の増額は、更なる経営の悪化を余儀なくされます。到底受け入れ難い要求です。また払戻し率の引き下げにより生じた5%の取扱い、使い道や配分についても、色々あったと耳にしています。

この数年は、施設会社からの借上げ料の増額や最低補償額の設定が要求されてきました。当時の受託会社(株)日本トーターからすれば、経営リスク・赤字リスクを背負いながら借上げ料の増額は、更なる経営の悪化を余儀なくされます。到底受け入れ難い要求です。また払戻し率の引き下げにより生じた5%の取扱い、使い道や配分についても、色々あったと耳にしています。

この数年は、施設会社からの借上げ料の増額や最低補償額の設定が要求されてきました。当時の受託会社(株)日本トーターからすれば、経営リスク・赤字リスクを背負いながら借上げ料の増額は、更なる経営の悪化を余儀なくされます。到底受け入れ難い要求です。また払戻し率の引き下げにより生じた5%の取扱い、使い道や配分についても、色々あったと耳にしています。

船橋オートレース場

ここで船橋オートレース場について少しお話しいたします。公営競技の中でもオートレース場は全国で6カ所と一番数が少なく、船橋・川口・伊勢崎・

ここで船橋オートレース場について少しお話しいたします。公営競技の中でもオートレース場は全国で6カ所と一番数が少なく、船橋・川口・伊勢崎・

ここで船橋オートレース場について少しお話しいたします。公営競技の中でもオートレース場は全国で6カ所と一番数が少なく、船橋・川口・伊勢崎・

ここで船橋オートレース場について少しお話しいたします。公営競技の中でもオートレース場は全国で6カ所と一番数が少なく、船橋・川口・伊勢崎・

ここで船橋オートレース場について少しお話しいたします。公営競技の中でもオートレース場は全国で6カ所と一番数が少なく、船橋・川口・伊勢崎・

ここで船橋オートレース場について少しお話しいたします。公営競技の中でもオートレース場は全国で6カ所と一番数が少なく、船橋・川口・伊勢崎・

ここで船橋オートレース場について少しお話しいたします。公営競技の中でもオートレース場は全国で6カ所と一番数が少なく、船橋・川口・伊勢崎・

ここで船橋オートレース場について少しお話しいたします。公営競技の中でもオートレース場は全国で6カ所と一番数が少なく、船橋・川口・伊勢崎・

50歳 1期 所属党派 6名

□インタビュー□

自国主義の枠を越えた、国際主義的な

ミドルパワー戦略から考える

「安保法、対中戦略、東アジア協力、リベラルな改憲

安保法論議をふりかえって

異なる要素がごっちゃになったまま、
中身のある議論はなされなかった



添谷芳秀 (そえや よしひで)

慶應大学教授

1955年生まれ。上智大学大学院修士、ミシガン大学Ph.D(国際政治学)。防衛施設中央審議会委員、外務省政策評価アドバイザー・メンバーなど。「日本の『ミドルパワー』外交」(ちくま新書)など、著書多数

昨秋に、いわゆる安保法が成立しました。一昨年七月の閣議決定(集団的自衛権行使容認の憲法解釈)から、およそ一年くらいのプロセスですが、なぜこの時期なのかということでは、結局安倍さんがやりたかったからだろうと思います。安倍首相にとっての最大の関心事は、広く言えば憲法改正ですが、今回の法案で言えば集団的自衛権の行使容認で、これが安倍アジェンダといていいと思います。

仕込んだのは、重要影響事態と国際平和協力に関する恒久法、この二つでしょう。重要影響事態というのは、九〇年代の日米ガイドライン見直し—周辺事態の延長の話です。国際平和協力については恒久法にすることで、その都度特別法を作る必要がなくなったわけです。つまり安保法制には、この三つの要素があるということです。ひとつは安倍アジェンダとしての集団的自衛権行使容認、そしてそれにいわば乗じる形で官僚が仕込んだ重要影響事態と国際平和協力に関する恒久法と。今回の安保法制は、十の法改正と一つの新法で構成されていますが、内容としてはこの三つのカテゴリー

添谷芳秀・慶應大学教授に聞く
「ゴリ」だったと思います。それがごっちゃになっていったのが、一連の議論の過程だったといえるでしょう。

この三つを全て、抑止とか安全保障環境の変化ということで説明するというのは、どう考えても乱暴です。別の言い方をすれば、この三つをそれぞれ別の安全保障領域として、ていねいに説明する言葉で、安倍首相以下、政治は持っていないかたというところでしょう。

議論の過程で、ある時は抑止と言ってみたり、ある時は安全保障環境の悪化と言ってみたりしたわけです。安全保障環境の悪化というのは、中国を想定しているわけですね。あるいは米艦船で避難する日本人母子の絵を出して、これを守れなくていいのかとか。これでは、説明を聞いていると訳が分からなくなるというのがある意味、当たり前だったと思います。

本当にやりたかったことと、ついでにやったこととごっちゃになって、きちんと整理されていなかったというのが、まず全体的な印象です。

重要影響事態というのは、九〇年代の日米ガイドラインの改定—周辺事態の延長にあるものです。ガイドラインは「平時の協力」「日本の防衛」「周辺事態」における日米協力の指針です。三番目の「周辺事態」は、それまでの「極東有事」に当たるもので、ここで日本の周辺における対米支援について、具体的に中身を詰めていったわけです。

今回は中身も拡充し、日本ができるこ

とも従来より拡大しました。九〇年代はアメリカに対する協力を限定されていたが、今回は法律上は、例えば朝鮮半島有事の際に韓国軍に対しても、米軍に対してと同じような後方支援ができることになりました。もちろん、韓国との間にはまだ枠組みがありませんし、韓国がイエスとは言わないと思いますから、現実味はないと思います。ただ日本側の法体系としては、それが可能になったということですね。

また国際平和協力については、恒久法ができることによって、これまでよりもやりやすくなったと言えます。もちろん「かけつけ警護」など、従来できなかったこともできるようになりました。

このように重要影響事態についても国際平和協力についても、従来はできな

自国主義の枠内で集団的自衛権を論じる

「逆説」の構図—「九条—安保体制」

大きな議論を整理するためにあえて言う、重要影響事態なり国際平和協力なりで役割が拡大するというのは、私のミドルパワー論からは「問題はない」といえます。「普通の」ミドルパワーからみれば、それでも日本の役割はまだ小さい。そして役割が拡大しているとはいえない、この二つについては憲法の枠内で動いていますから。

ただ問題は集団的自衛権で、これには別の問題があります。集団的自衛権は国連憲章で認められた権利ですが、今回は憲法九条を前提にしたがゆえに、国連憲章で認められた集団的自衛権を100とすれば、せいぜい50%、実際に行使できるのはもっと少ないでしょう。国際社会の平和と安全のための権利—国連の集団的安保が機能するまでの間の権利として、この集団的自衛権というカテゴリーからすれば、50%という意味です。

九条を前提にしたために、このような中途半端なものになったわけです。しかしむしろ安倍さんをほじめ「集団的自衛

かったことができるようになったわけですから、そこにおける従来の憲法九条との関連についての議論も、本来ならやるべきだったと思います。

ところがあまりにも集団的自衛権というテーマが大きく、また三つの要素がごっちゃになってしまったために、必ずしも整理された議論がなされなかった。その意味では、集団的自衛権のどこまでまぎれて、従来の枠が拡大してしまっただともいえます。一昔前であれば、これだけでも大論争になっていたはずですが、そこは議論がスルーされてしまった。

安倍首相にしてみれば、おそらく集団的自衛権の行使が可能になった、というところで90%以上は満足だろうと思います。

権は権利なのに使えないのはおかしい」と、九条を攻撃してきた人々も、じつは案外これで満足しているのかもしれない。つまり自衛以外のことは、そもそも関心がなかったのかもしれない。そのことを、私は本の中で「自国主義」といいますが、結局自国主義的な観点から改憲を議論していたというのが、これまでの保守派の議論だったと思います。

(添谷芳秀「安全保障を問い直す—「九条—安保体制」を越えて」NHKブックス、2015年)

これまで九条を変えなければいけない、集団的自衛権は当たり前だというのは、集団的自衛権が「使えない」から、そういう議論をしていたのであって、実際に「使える」という解釈をした途端、そこにも自国主義が作用してしまっただけで、自国の安全のために使う、ということになってしまったわけです。

(閣議決定における集団的自衛権の行使の要件は、「日本に対する武力攻撃、又は日本と密接な関係にある国に対して武

力攻撃がなされ、かつ、それによって日本国民に明白な危険があり、集団的自衛権行使以外に方法がなく、必要最小限度の実力行使に留まる必要がある」というもの／編集部)

問題は、集団的自衛権の残りの50%に踏み込む意思があるのか、ということですね。私のミドルパワー論や国際主義の立場からすれば、当然踏み込むべきだということになります。

日本と同じような第二次大戦の経験を持つドイツは、国際平和活動にも参加していて、(6)二を受けて、NATOが初めて集団的自衛権を行使したアフガニスタンでは、五十人以上の死者を出しています。国連が認めた国際の平和と安定のための集団的自衛権をNATOが行使し、そこにドイツも参加しているわけですね。今回の議論を見ていると、案外それはやる気がないんじゃないかと思えてくるわけです。

ここが「ねじれ」というか、日本的な分りにくさですね。安倍さんも本来なら憲法改正をやりたいけれど、それは難しいので、とりあえず解釈で集団的自衛権を行使できるとしたわけですが、そこから先、国際の平和と安定のために必要な国連の枠組みで地球の裏側まで行く、というところに踏み込む意思があるのか。これは国際主義の立場からしか出てこない動きですが、そのつもりがあつたこの議論をしていたのか。そうではないだろう、という懸念は強く持たざるをえません。

やはり改憲の動機が、戦後体制に対するルサンチマンから発しているところに、大きな問題があると言わざるを得ません。本来は「九条を変える」という議論は、九条を変えたときの戦略論とセットでなければなりません。そうでないと前向きな議論にはならないのですが、そうした議論はまったく聞かえてきません。

「正領憲法だから日本人の手で書き直す」というのは、戦略論でも何でもな

3面から続く

い。これでは自身の議論にはまったくつながらないので、これまで行使できなかった集団的自衛権が行使できるようになった、というだけで満足してしまうところがある。自衛のために使う一自国の安全に直接関連するところで、アメリカをはじめ友好国が攻撃されれば、自衛隊は集団的自衛権を行使する、という話で止まってしまうわけです。

言い換えれば、集団的自衛権を使えるようにすることが自己目的化している。安倍アジェンダというのはそういうものだった、ということを実に表しているのではない。だからどう使うかについては、「自衛のため」ということしか出てこない。

じつはこれは、中国の脅威とか抑止とは何なのか、という話にもつながるわけです。自国のことしか考えていないのに、それで抑止というのは何なのか、じつはそこも空っぽではないのかということになります。

安保法のもうひとつの分かれ目、このころは、安倍アジェンダはある程度実現しましたが、実際に集団的自衛権を使う局面があるかということ、たぶんないでしょう。一番ありうるのは朝鮮半島ですが、これとて韓国がそう簡単にイエスと

は言わないでしょう。自衛隊に対する韓国の国民感情は、まだまだ厳しいものがありますし、軍事戦略上からいっても自衛隊を韓国軍やアメリカ軍がどこまで歓迎するか、これも疑問符がつきます。ましてや日本の世論が、自衛隊が韓国で血を流すことを支持するのか、これも大きな疑問符がつきます。

ですから現実的に考えれば、朝鮮半島有事ですら、なかなか使えない(ただし、後方支援は大事です)。そして実際にはなかなか使えないからこそ、国民世論も「まあいいんじゃない」と安心していられるのではない。そういう逆説的な構図があるわけです。

安倍アジェンダも、結局は「九条一安保体制」の枠のなかに収まった。日本国民も「何も変わっていない」という感覚だと思えます。だから一時は反対運動が大きく盛り上がり、半年後の選挙の争点にはならないわけです。

中身のある安全保障の議論ではありませんから、戦争法という言い方がしぼんでいくのは当然で、今後の日本政治のことではあるが、民主主義とか立憲主義という議論がどれだけ太くなっていくか、ということが日本社会にとって重要だと思えます。

中国の脅威にどう向き合うか

抑止戦略と共存戦略としての東アジア協力

安全保障環境の悪化ということが盛んに言われました。中国を想定しているわけですが、中国の脅威ということが尖閣防衛に関してだとすれば、尖閣防衛については安保法制で抑止力が高まった、とは言えるかもしれません。しかし中国の問題は、米中関係を含めて将来の東アジアの秩序がどうなるか、という話ですから抑止ということも本来、そういう広がりの中で考えなければならぬ問題です。

対中国で抑止力というとき、唯一あるのは、日米同盟が強化されるから抑止だ、という論理だと思えます。ただ今回日米同盟が強化されたのは、日本の安全に関連して、アメリカが攻撃されれば日本が助けるということ。その限りで日米同盟は強化されていますが、これは日本の自衛という論理において日米同盟を語ることに中国への抑止になる、という理屈なんです。これは、はたしてどうなんでしょうか。

例えば南シナ海について、日本の生存を危うくするものだ、言おうと思えば言えるでしょう。南シナ海で何かあったときに、日本の生存にとって重要な事態であり、今回の安保法制に基づいて、アメリカに何かあったときには集団的自衛権を行使しますと言え、それは中国に對する抑止になるかもしれません。つまり「日本の自衛に影響がある」という解釈をどこまで広げるか、という問題になってくるわけです。これは時の政府がどう判断するかということ、国民世論がどうかということになります。私は南シナ海を日本政府がそう定義する可能性は低いのではないかと思います。また現実的に、アメリカも日本にはあまり首を突っ込んでほしくないと思っています。できることはやってほしいと思っ

ていますが、中国を刺激しすぎると、アメリカにとっての重荷が増えるだけです。また現実的に、アメリカも日本にはあまり首を突っ込んでほしくないと思っ

ているならいいのですが、おそろしくやっではないでしょう。

中国に對する抑止はもちろん大事ですが、これは日本一国でできることではありません。どうしてもアメリカ頼みになります。ミドルパワー論から言っても、セキリティティーのアンカーは不可欠です。アメリカの重要性は韓国やオーストラリアから見ても同様です。

もう一面でアジアの国々は日本を含めて引越せない、最後は中国と共存していかねばならないわけです。抑止論だけでは安全保障のジレンマを高め、安全保障のコストも高めることになり

ます。中長期的には抑止と同時に共存戦略を考えていかなければならない。アジアの平和と安定のために中長期的にどちらが大事かといえば、それは共存戦略であり、そうした長期的視野を失うべきではありません。

抑止はかなりの部分アメリカ頼みになるのは当然で、アメリカにちゃんと関わってもらう仕組みを作り、それをアジアの国々で共同担保するような協力の枠組みを作らなければ、抑止の裾野も広がるわけです。今は主に日本がアメリカを支えている。他のアジアの国々も日米同盟を「支持」はしていますが、理想的に

いえば、アジアの国々でアメリカのプレゼンスを共同サポートしていく、そういう

多元化する中国社会を見すえた

東アジアの共存戦略を

東アジア協力というときに、ひとつ注意すべきことがあります。例えば日本の政治家が韓国に行って、「中国、怖いでしょう。だからいっしょにやっちゃおう」と言ったのは、彼らはいついてきません。彼らは中国とケンカするつもりはないし、できると思っ

ていません。これは東南アジアもそうですし、オーストラリアだってそうです。実は日本もそうだと思います。だけども、ケンカで

きるような議論をしている。これは戦略

やっではないでしょう。

中国に對する抑止はもちろん大事ですが、これは日本一国でできることではありません。どうしてもアメリカ頼みになります。ミドルパワー論から言っても、セキリティティーのアンカーは不可欠です。アメリカの重要性は韓国やオーストラリアから見ても同様です。

もう一面でアジアの国々は日本を含めて引越せない、最後は中国と共存していかねばならないわけです。抑止論だけでは安全保障のジレンマを高め、安全保障のコストも高めることになり

ます。中長期的には抑止と同時に共存戦略を考えていかなければならない。アジアの平和と安定のために中長期的にどちらが大事かといえば、それは共存戦略であり、そうした長期的視野を失うべきではありません。

抑止はかなりの部分アメリカ頼みになるのは当然で、アメリカにちゃんと関わってもらう仕組みを作り、それをアジアの国々で共同担保する

ような協力の枠組みを作らなければ、抑止の裾野も広がるわけです。今は主に日本がアメリカを支えている。他のアジアの国々も日米同盟を「支持」はして

いますが、理想的に

いえば、アジアの国々でアメリカのプレゼンスを共同サポートしていく、そういう

として本当に愚策だと思えます。東アジア協力というのは、抑止の部分での協力もありますが、これは中国が過敏に反応しますから、静かにやればいいことです。明示的に論理を打ち立て、コンセプトもきちんと提示して進めるべきなのは、東アジア諸国の生存戦略であり、長期的には共存戦略です。

そのためにまさに韓国は決定的に大事で、日韓協力がそういう論理で組み上げられていけば、まだそういう協力はま

たく始まっていませんが、地道に説得していくことはできるでしょうし、オーストラリアとはそれができるところに来て

いると思えます。

抑止と同時に東アジアのなかでの生存戦略と共存戦略を組み上げていくことが、なぜ必要なのか。その前提にあるのが、中国をどうとらえるかということ

です。

アジア秩序にとって中国が重要なこと

うことは、すべての国が一致する中で、中国に對する心配や懸念は全ての国が共有しています。問題は、それに対してガチンコ勝負をするかのような外交しかやっていない、ということ。これは中国の脅威を甘くみているとか、中国と仲良くやれると考えているとか、そういう話ではまったくない。問題は、中国にどう戦略的に対応するか、ということ

です。

中国の脅威を強調して結果的に日米同盟一本やりになってしま

4面から続く

保障のジレンマの話をしました。中国
社会内部についても、多元化している
人々を追いやってしまうという意味で、
反中意識に囚われた抑止論一点張りでは
中長期的にみれば愚策です。

アメリカは、そこは両方やっています。
安全保障では、中国人は「アメリカ出て
行け」と思っている。他方ではアメリカ
力に対する恐れもあるし、アメリカもそ
こにうまく食い込んでいっている。日本も中国
社会の中に入り込んで多元的な関係を築
いていくことを、もっと積極的にやらな
いと、中長期的にはますます御し難い国
へと追いやっていくことになる。いま
う。今は、そういう流れになってしまっ
ています。

中国の将来がどうなるかは、本当に未
知です。日本は、「ますます危険な国に
なる」と決め打ちしているところがあり
ます。そういう可能性もなはかりませ
んが、多元化する可能性もあるし、シナ
リオはいろいろある。そういうシナリオ
抑止以上に意を尽くすべきであって、そ
れは東アジア協力を進めながらしか対応
できないし、一国では対応できないこと
です。

中国の発想には、いずれはアメリカを
アジアから追い出して、中国がアジアを
仕切るというベクトルがあることは確か
ですが、そのこと、それが実現するか
どうかは全く別のことで、見通しのい
えは実現する可能性は高くはないでし
ょう。アメリカも中国も、いずれはどう共
存していくかという落としどころを探ら
ざるを得ない。共存する場合も簡単では
ないですが、論理的に言えば中国のなか
のリベラルな人々とのパイプを太くして
いくことではないでしょうか。

民主化が進めば一時的には反日が強
まったり、混乱したりするかもしれませ
んが、多元主義を大事にしていけば、多
少時間がかかっても落ち着くところに落
ち着くはず。韓国との関係はそう
なっていると思います。反日を前提にし
ても、多元主義的な付き合い方はいくら
でもある。そういう仕込みを今からやっ

ておく、ということが戦略的な発想では
ないかと思えます。

広い意味でいえば「爆買」でやって
くる人たちが、中国社会が多元化する
うえでの基盤になりうるわけで、そうい
うところも含めた総合的な戦略をやりな
がら、そのなかで抑止が必要となるのは
「静かに」と。

中国でつづいていると、日本も困り
ますがアジア諸国も困るわけです。オー
ストラリアも、一面では日本にがんばっ

国際主義に立ったりリベラルな改憲
という議論

私はこの本のなかで、リベラルな国際
主義にたった改憲論をやるべきだ、と
言っています。ミドルパワー論でも同じ
ようなことは言っていたのですが、もう
少しはっきり言いたいです。本当に国
際主義的なミドルパワー外交をやろうと
したら、やはり九条は障害だと思えます。
ここまで述べたようなミドルパワー戦
論を形にして、そこからどう国際貢
献をするのか、そのために九条を改める
のであれば、どう論理と戦略で変え
るのか、という議論をしなければなら
ない。そういうことを言いたいです。
ただし、そういう議論は未だに起きてい
ません。

「九条―安保体制」では、日本が国際
社会に対してできることは、非常に限ら
れています。できることが限られている
がゆえに、逆にかつての周辺事態や今の
重要影響事態に「地理的制約はない」と
か、グローバルアクターとして安全保障
に参与する、という意欲が語られがちで
す。後ろめたい思いがあるから、そうい
う言い方になっているところがあると思
います。

例えば安倍さんが勇ましく「IISと
戦っている国を支援する」と言っても
その中身は従来型のODAや経済支援、
貧困対策などです。それをあたかも「対
テロ戦争への支援」のように言ってい

てくれと思いが、他方では日中の争
いに巻き込まれたくないと思っている。
そこは彼らも複雑なところで、日本がが
んばることはマイナスではないし、公
式には支持を表明しますが、日本といっ
しょになってやろうとは思わない。そこ
は日本政府が考えているほど、単純では
ない。その意味でも、東アジア協力が重
要なのですが、日本外交においては手付
かずのままです。

う。日本の事情を分かっている人には分
かりませんが、そうでない人からすれば「日
本もついにテロ戦争の一翼を担うの
か」と、受け止められても不思議では
ない。こういうことになっていくわけ
です。

さて、ここから先の議論は、現状では
完全に理念形の議論です。国際主義的な
観点から九条を改正して、国連の集団安
全保障にも集団的自衛権にも完全に参加
できるようにする―これがミドルパワ
ー論の完成形です。これは戦後体制に対
するルサンチマンに基づき、後ろ向き
の憲法改正ではなくて、未来に向けた憲法改
正です。

そうなる、自衛隊は海外でドイツや
イギリスがやっているのと同じことをや
るようになるわけです。
この議論は伝統的な左も右もダメで
すし、ほとんどの日本人にとっても違和感
がないでしょう。自国の防衛のため
は、国連決議に基づいて国際社会の
一員として、国際の平和と安定のために
役割を果たすという、まさに自国主義
ではなく国際主義に基づくもので、「九条
―安保体制」の枠を越えた議論です。

日本はアメリカや中国のような軍事大
国ではないので、マルチのコンセンサス
のあるときに、マルチの一員としてそれ
なりの役割を果たす、これがミドルパ
ワーです。カナダはアフガンで二〇〇人

くらい、ドイツも五〇〇人くらい亡くなっ
ていますが、それはこうした国際主義的
な哲学で、国際主義的なミッションのた
めに役割を果たすということであり、そ
の際には残念ながら犠牲を伴うことも
あるという話です。(2016年5月7
日時点でのアフガニスタンでの兵士の
戦死者数は、イギリス455、カナダ
158、フランス87、ドイツ54、イ
タリア48、ポーランド44、デンマー
ク43、オーストラリア41、スเปน
34。http://web.econ.keio.ac.jp/staff/
nobu/iraq/casualty_A.htm)

これは欧米では当たり前のことで、そ
のこと自体に対する違和感はありません。
もちろん犠牲者が増えれば国内問題
にはなりますが、こうした国際貢献自体
の是非をめぐる議論にはならない。もち
ろん政府の判断として、ブッシュ政権
のときのイラク戦争のように、フランスや
ドイツがノーということがある。しかし
イエスのときはやるわけです。国際主義
のオプションがあって、政治判断によ
ってそれを使うか使わないか、というこ
とです。

つまり私が提起している九条改正とい
うのは、普通のミドルパワーとして国際
主義のオプションを持つということ
です。そのときのモデルとしては、カナダ
やドイツが想定されるでしょう。そのく
らいの国際的役割を果たすつもりが、わ
が国の政治家や世論にあるかというこ
と、ないと言わざるを得ません。

私の議論は、ある意味、保守的な政治
家よりもっと「右」の議論に聞こえて
しまう危険性もあるし、多くの人も受
け入れられないと思います。ただそうい
う議論を受け入れる土壌がない、とい
うこと自体が究極的にいえば戦後の日本
の問題で、そういう意味では「戦後」は
まだ終わっていない、ということだろう
と思います。

戦争への反省から、左の護憲という立
場は依然として強い。一方、安倍さんの
な右の立場は、敗戦と占領へのルサン
チマンですが、「戦後レジームからの脱
却」が本当に安全保障戦略で形になっ

ら、それこそ革命です。でもそういう戦
略論でやっているわけではない。日本会
議が典型だと思えますが、彼らが言う占
領体制をひっくり返すという目的は必ず
しも革命的なことではなく、元号の法制
化のように、そのなかのパーツをつぶし
ていって「戦後レジーム」を換骨奪胎す
るといふようなことかと思えます。九条
のままで集団的自衛権を持ったというの
も、案外そういうことだったといえるの
かもしれません。でもこれでは、日本が
虫食いの状態になるだけです。

国際主義的な発想や論理で、国際社会
の一員として役割を果たそうという議論
は、左右どちらからも聞いたことがない。
だからミドルパワー論に基づく改憲論と
いうのは、戦後日本の「九条―安保体制」

未来志向の協力関係と歴史和解に向けて

あの戦争によってできた九条ですが
ら、護憲にこだわらざるを得ないとい
うことは、もちろんよく分かります。その
根本において、あの戦争の歴史と憲法九
条は表裏一体です。ただここで重要な
は、だからこそ、あの戦争と九条を分離
するためには、あの戦争にきちんと向き
合うことが大前提だ、ということ
です。そうしてはじめて、あの戦争の反省に基
づいた九条の改正という議論ができる。
だから左の改憲、という議論になるん
です。

逆に、歴史修正主義的な見解を持ち統
けている限り、あの戦争と九条は切り離
せない。表裏一体のものを丸々葬り去れ
ばそれこそ革命ですが、それは国内的に
も国際的にも無理です。

このようにして左の改憲論の意味を考
えてもらえば、逆に右の改憲論のおかし
さ、無意味さが明らかになるのではない
でしょうか。戦争の歴史をきちんと清算
しない、逆戻りは無理です。戦争の歴史
をきちんと清算することが、「戦後レジ
ーム」からの脱却になっていく。そのとき

のなかには居場所がないです。
九条があるからアメリカにどこかん付
き合わなくてもすむので、九条が日米安
保派の歯止めになっている。護憲派の非
現実的な論理も、日米安保で日本の安全
が確保されているのが前提なので、護憲
派も日米安保は認めることになる。これ
が憲法をめぐる議論のフレームワーク
で、ここからは国際主義的な観点からの
改憲という発想は出てこないわけです。
したがってこれは完全に理念形の議論
です。日本はなかにそれを受け止める
土壌も実現可能性もないことは分かっ
ているのですが、しかしそういう発想で見
ていくと、現実の何がおかしいかとい
うことが新しい視点から見えてくるわけ
です。

戦争の歴史を清算するということも、
日本社会を分断している大きな問題な
ので、現実にはなかなか難しいと思いま
す。ただ、日本が抱える問題の本質を理
解するために、以上のような発想をも
つことが大切だということ
です。

その点から見ると、九〇年代は日本外
交が国際主義的な視点を持つとともに、「
未来志向」に近づいた時期だと思いま
す。宮沢政権の時の「河野談話」、村山
政権の時の「戦後五十年談話」のよう
に、九〇年代の歴代政権は歴史問題に前
向きに取り組んできました。金大中大統
領と小渕首相の日韓共同宣言(1998)は、
その集大成ともいえるでしょう。

九〇年代の日本外交は、基本的に国際
主義で動いていました。カンボジアPK
Oにしても、北朝鮮の核開発にしても
日米ガイドラインにしても。そのこと
と、歴史問題に前向きに取り組んだこと
は偶然ではなく、セットだったといえま
す。

5面から続く

す。ただ、国内のコンセンサスが完全に取れていたわけではなかったため、その後右からの巻き返しが起こります。

しかしヨーロッパの経験でいうと、歴史和解が起きる前には、まず協力関係ができています。関係が対立したままでは歴史和解は難しい。ドイツ問題も最初は石炭鉄鋼共同体から始まってEECができ、EUへの統合プロセスが進む

□インタビュー□

国民主権の発現として 憲法改正を議論すべき

■参議院選挙の結果、いよいよ憲法改正が議論に上る情勢となりつつある。旧来の護憲と改憲という枠を脱して、国民主権の発現として憲法改正を議論するステージを開くためには、何について、どんな問題設定が必要なのか。井上武史・九州大学准教授に伺った。

憲法改正の議論は、 憲法論議を正常化・現代化する転換点とすべき

——先生は「権力を制約する」憲法観に対して、「権力を委任する」憲法観を提

井上 昨年の安保論争では、「憲法＝権力の制約」ということが大きくクローズアップされましたが、そのことだけが憲法の役割ではありません。憲法とは、国家機関に権力を与え、その用い方を定めるルールです。ある国家機関は何ができて、何ができないのかを決めるのが憲法であり、国民からみれば、ある国家機関に何をさせて、何をさせないかを定めるのが憲法だということです。憲法＝権力の制約というのは、古い憲法観であり、国民主権にはそぐわないものです(後

なかで歴史和解が進んだわけです。まずは協力関係の土台ができていくなかで、歴史和解が動いていくという順番です。

そういう意味でも東アジア協力を形にしていくことが大事で、それと同時に並行的に歴史問題に向き合っていくことができればいいのではないかと。韓国とは、それがやれる可能性はあると思います。中国はまだまだ難しいと思いますが、それでも市民社会は間違いなく多元化してい

るので、そこに戦略的にアプローチしていくことだろうと思います。

残念ながら今の政府にはそういうアプローチは期待できませんが、市民社会にはそれができると思います。

(6月20日。聞き手／戸田政康、石津美知子。タイトル、小見出しとも文責は編集部)

井上武史・九州大学准教授に聞く

議を真面目に行わなかった野党は、国会議員としての見識が問われると思います。

権力を制約するという憲法観は、権力を他者と「見る」というもので、国民に権力があるという国民主権の原理とはそぐわないものです。今なお権力＝他者という見方が根強いのは、政権交代が定着せず、自民党が長期にわたって与党であり続けてきたことも、理由のひとつでしょう。与野党ともに憲法を用いて政権を運営してみれば、共通の困難にぶつかるはず。

例えば1994年の自社さ政権のとき、それまで自衛隊を違憲といってきた社会党は立場を変えて、自衛隊を合憲だといいました。このときは連立政権でしたが、野党が政権を担ったことのひとつの成果だと思えます。民主党(現進党)も政権についていたときには、緊急事態法制や集団的自衛権が必要だと言っていました。これまでまったく対立する考え方だった人たちが、実際に政治を行ってみると、同じような課題を認識するわけです。そして合意したところで政治を進め、問題に対処する。政権交

代がある国々では、そういうことを普通にやっているのです。

——ただ憲法改正というと、自民党の改憲草案のようなものが出てきてしまうのは困りものです。

井上 あれば自民党が野党だったときのものです。最近では谷垣幹事長も「あれは野党のときのものなので、実際にやるべきは考え直します」と言っていますね。現実には、そうしないと憲法改正は無理だと思えます。国会で三分の二をとり、さらに国民投票をしないとダメですね。一部の支持者にしか受け入れられないようなものでは、多数の支持は得られません。ですから、憲法改正を本気で実現したいのならば、現実的な案を出して欲しいと思います。

その点で今一番問題になると思われるのは、合区制です。この参議院選挙でも非常に評判が悪いのですが、最高裁が違憲状態と判断した以上、一票の格差を解消するには、そうせざるをえなかったわけです。この問題を解決するには、やはり憲法を改正して参議院を地方代表の院として位置づけるなどしないと、難しいでしょう。この点で、与野党の幅広い合意が得られるかがカギになるでしょう。

簡単ではないと思いますが、このままだとさらに合区は増えるでしょう。地方の人口は減っていきまますから、投票価値の平等の原則からいけば、今後も地方の議席を減らして都会の議席を増やすことになる。憲法を変えないままなら、合区がさらに増えていくのですが、それでもいいのですか、というときに、やはり憲法を改正して地方代表制をいれようということになるのではないかと。

手続が厳しいので、憲法改正は、幅広い合意を得られるテーマでないと実現しません。合区制は、都会の人には分らないかも知れませんが、地方の人は重大な問題だと思っています。自分たちの県を代表する参議院議員がいなくなるわけですから。これは与野党に共通する問

題です。国民の利害とも一致しているテーマなので、多くの人の理解は得られると思うのです。

ただその場合は、参議院の地位や権限もあわせて変えなければなりません。地方代表の論理をいれた参議院と、一票の平等の原則で選ばれる衆議院とが、同じ権限を持つということにはなりません。そういうところも含めて、国会できちんと議論することが必要です。それを国民的な議論にする努力も必要だと思えます。

実はこのときに障害になるのが、三分の二要件だと思えます。三分の一の国会議員が反対すると発議すらできない、つまり国民に問いを出すこともできないわけです。現状で利益を得ている人たちは、今の制度で守られていますね。それを変えようというときに、三分の一の拒否権のために変えにくい憲法は、現状肯定になっているといえます。これは政権の側にいる業界団体の人たちもそうだし、「憲法を守れ」と唱えていけば、ある程度の票が集まる野党もそうだと思います。

——憲法改正には、通常の立法とは違う手続が必要という意味での三分の二は？

井上 諸外国の場合、憲法改正案を提案するところまでは、通常の立法と同じです。そこまでハードルを高くしてしまうと、逆に議論が歪んでしまうからです。議論のところが通常の立法と同じにしておいて、最後に「これでいいですか」というところがハードルを高くしておく、というのが普通だと思います。日本では案をつくるところで、すでにハードルを高くしていますが、これは合理的な制度とは思いません。

今回の参議院選挙でも、三分の二の獲得あるいは阻止という勝敗ラインがメディアや政党によって設定されています。したが、そこには議会で議論するということが、まったく念頭に置かれていません。野党もはじめから数の問題に持ち込んで

いるし、与党も数にこだわるし。憲法改正というのはそういうことではなくて、議会で自由に議論したうえで、決めるべきには通常の立法より少し高いハードルで決める、ということではないか。

日本の場合、国民投票があるだけで憲法改正のハードルは十分高いのです。まずは国会の過半数で発議して、そのうえで国民投票をやってもいいし、あるいは両院合同会議のようなところで三分の二の多数での承認、などというやり方でもよいのではないかと。

——これまでは、憲法改正イコール9条問題だったことも、議論が硬直している要因ではないでしょうか。

井上 憲法改正については、もう少し大きな視点からみていく必要があります。日本国憲法は、他の国の憲法と比べて極端に「小さい憲法」なのです。つまり、他国の憲法と比べて条文の量が少ない。

世界の憲法を比較したあるサイトによると、英単語数で比較したとき、アメリカ憲法は7762語、ドイツ憲法は2万7379語、フランス憲法は1万0180語、韓国憲法は9059語であるのに対して、日本国憲法は4998語しかありません。

連邦国家の憲法が詳細であるのは仕方ありませんが、単一国家のフランスや韓国と比べても、日本国憲法は半分くらいの分量しかありません。統治に必要な条文の量が各国でそれほど変わらないうと、日本では憲法の不足を補うために、憲法解釈や法律の果たす役割が、他国と比べて大きくなるわけです。

社会が変化するのにともなって、ルールも変化しないといけないのですが、日本はそれをどこで受け止めてきたか。憲法は硬いので動かない。そこで解釈や法律で対応してきたわけです。その影響を一番受けてきたのが9条です。つまり、条文の文言は変わっていないのに、当初の意図とはまったく意味が変わって

7面へ続く

6面から続く

る。今後もこのやり方でいいのですか
という事です。
憲法改正をしないと、また解釈によっ
て対応しなければならぬという事態
が、必ず来ると思えます。例えば人道的
介入が必要な場合とか、国連の集団安全
保障に参加する時にどうするのかです。
そのときは、また解釈で対応するの
でしょうか。

憲法が機能しているとはどういうことか 〜フランスとの比較から

——日本の憲法状況について、他の国と
の比較から見るとどうでしょう。

井上 私はつい先日、フランスに行っ
てきました。フランスは今も(パリ同時テ
ロ後の)非常事態下ですが、ストライキ
もデモも普通にやっています。

フランスはこれまで24回憲法改正をし
ていますが、そのうち22回は、国民投票
を経ずに国会議員だけで行われていま
す。2000年の憲法改正ではじめて、
正規の手続きによる国民投票が行われま
した。ただフランスは、2005年にE
U憲法を国民投票で否決した経験から、
もう国民投票は使えない手段だと考えら
れているのです。

この間のイギリスをみて、国民投票
とどうの一時的情感論になりやす
く、しかも与える結果が重大なので、合

9条はもともと非武装を定めた規定だ
という立場からは、もはや中身の無い器
のようなものはずで、その器だけを守
ることにどんな意味があるのか。器と中
身がきちんとマッチしている状態を保っ
ておくのが、法が機能する条件なのだ
と思います。文言だけを守ることに、ど
れほどの意味があるのかを、考える必要が
あります。

合理的な判断を下すのに適していないと。
やはり国会できちり議論を尽くしたう
えで決めるのがいいというのが、今のフ
ランスの政権や国会議員の考えです。

憲法の半分近くが対象となった
2008年憲法改正も、国民投票にはか
けられず、国会議員だけの承認で実現し
ました。その意味でも、日本での憲法改
正の最大の難関は、国民投票だと思いま
す。

(フランスの憲法改正：発議権は大統領
国会どちらにもある。いずれの提案も上
下両院の過半数で可決されなければなら
ない。その後、国会議員提出の改憲案は
国民投票による承認を必要とする。大統
領提案の改憲案は国民投票のほかに、両
院合同会議での五分の三以上の賛成で成
立させることもできる。)

もうひとつは、憲法をどうみるかとい

うことです。憲法を政策実現のひとつの
手段とみるか。これは法律ではできない
けれど、その上の憲法という手段によっ
て政策実現が可能になるという考え方で
す。日本はこれとは違って、憲法は法律
とはまったく異なる次元のもの、つまり
明治憲法のいう「不磨の大典」というか、
変えてはいけないものという考え方が強
いように思います。そういう憲法観の違
いがあると思います。

私が一番おもしろいと思っ
ているのは、フランスの1999年の憲法改正で
す。これにより憲法に公選職における男
女同数原則(パリテ原則)が定められま
した。実は、法律で同じようなことをや
ろうとしたんです。それは選挙で政党が
候補者リストを作成する際には一方の性
が75%を超えてはならないというもので
す。これは女性に一定数の議席を割り当
てようとするもので、クオータ制と呼ば
れます。ところがそれは憲法違反だと
憲法裁判所が判断した。平等原則に反す
るということですね。

そこで憲法違反という判断を乗り越え
るために、憲法に男女同数原則を書いた。
そうすると憲法違反にならないわけ
です。それどころか、憲法的な原則にな
ったのです。おかげでフランスの候補者
名簿は男女交互になって、昨年末の地方
議会選挙では、女性議員の割合が47.8%
と劇的に増えたわけです。

このように政策目的を実現する手段と
して憲法を使う、という考え方もあると
思っています。日本でもこういうやり方を
考えてもいいのではないかと。環境保護、
財政均衡、将来世代に対する責任など、
日本も多くの政策課題を抱えています。
また男女同数原則は、女性議員がきわめ
て少ない日本でも、もっと議論されて
もよいはずでしょう。日本では法律で何
でもやろうとする(だから憲法を変える
必要はない)のですが、逆にそれは本
当に憲法の役割に期待していることにな
るのか、と思います。

憲法の「出番」が少ない。

井上 フランスには憲法裁判所がありま
すが、日本に憲法裁判所はなく、最高裁
判所が法律の合憲・違憲を判断します。
司法権を担う最高裁の地位は他の二権
(立法、行政)と並列なので、それらに
対して強く出ることができないという制
度的な要因があります。また運用面では
政権交代がないため、同じような傾向
つまり自民党寄りの考えの判事が任命さ
れるので、なかなか政府の法律を違憲と
は言い難い。これは政権交代がないこと
の弊害だと思います。

最高裁が初めて違憲判決を出したの
は、1973年の尊属殺人事件です(明
治時代からの刑法の尊属殺人の規定を違
憲とした)。それすら憲法が施行されてか
ら二十数年後ですから、日本の違憲審査
制がいかに機能していないか、というこ
とです。こういうことは、いわば制度の
「失敗」とも考えられるわけなので、普通
なら憲法裁判所を作りましょうという話
になると思うのですが、日本では憲法改
正を伴う制度改正に、憲法学者は好意的
ではありません。

反対する理由は「憲法を改正するから」

国民主権の発動としての憲法改正は、 民主政治を鍛える機会でもある

はじめにも述べたように、権力を制約
するという憲法観は間違っていないので
すが、古いのです。それは時代的に古い
という意味ではなくて、国民主権の考え
にはそぐわないという意味です。権力を
制約するという憲法観は、君主主権の時
代の憲法観で、君主が全権力をもって
いてそれを制約するという議論です。こ
れに対して、国民主権では権力を持って
いるのは国民ですから、国家機関に権力
を与えて、かつ制約するという、二つの要
素が入らなると十分ではない。制約だけ
を強調する憲法論は、一面的だと思いま
す。

われわれ国民が憲法を作った、国会に
立法権を与えたり、裁判所に司法権を与

です。憲法裁判所を設置するには、憲法
を改正しなければなりません。そこを改
正すると9条改正に道を開くかもしれな
いことを懸念しているのです。いわゆる
「アリの穴」論です。だからどんな建
設的な提案でも、憲法改正しようとい
う話になかなかありません。憲法は政治シ
ステムを規律するものなので、時代や状
況に応じて見直されるべきものと思いま
す。

憲法施行から来年で七十年を迎えます
が、これまで違憲判決はたった10件し
かありません。フランスでは一年に20か
ら30件、違憲判決が出ます。違憲判決が
出ると、法律のその部分は無効になりま
すから、法律を変えなければなりません。
そういうことも含めて、立憲主義の政治
なのだと思えます。憲法が機能してい
るということですね。

先ほどのフランスの例でも、憲法を
変えたことによって女性議員が多数誕生
するということ、目に見える効果がある。
憲法が機能したという実感があるわけ
です。こういう実感が、われわれには一度も
ないのです。

えたりしているわけでは、六戸常寿先生
(東京大学教授)は「立憲主義の核心は、
法によって国家権力を構成し制限する」
点にあると言っています。憲法が国民
によって制定されるものである以上、「構
成する」という観点が抜け落ちていると
すれば、それこそ国民主権が定着してい
ないということになるのではないかと。今
後の社会を考えると、権力の制約
という観点を強調することは、むしろ逆
効果ではないかと思えます。

憲法のいわゆる「三大原理」と呼ばれ
るものうち、これまで人権尊重と平和
主義は強調されてきたと思うのですが、
国民主権が真剣に考えられてきたかとい
うと、かなり怪しいのではないかと思

ます。
そのことを示す大きな事実として、憲
法に改正事項があるにもかかわらず、そ
れを実施するための法律である憲法改正
手続法が2007年までなかったという
ことです。憲法改正権は国民主権の一
番の発現です。それについての法律が憲
法施行から六十年もなかったのです。国会
も定められない、憲法学者も定めろとい
わなかった。これは国民主権軽視の憲法論
だと思えます。

そのような状況にあった国民を、大石
眞先生(京都大学教授)は「囚われの主
権者」と呼びました。主権者なのに、囚
われていて主権を発動できないと。ま
さにその通りだと思います。「三大原理」
のなかで、国民主権がどれほど重視され
てきたのかは、甚だ疑問です。

われわれは、自立的な状況において自
分たちの意思で憲法をつくったわけでは
ない。その後の世代も、一度も改正した
ことがない。ということは、真面目に国
民主権というものを考えることがなかつ
た、ということになるわけです。今、憲
法改正にこれだけ反発が出ているのは、
自分たちが政治のあり方を決めるとい
うことに、徐々に近づいてきたことの現
れかもしれません。それに対する期待感
もあれば反発もある。その緊張に耐えて
こそ、民主主義は鍛えられると思うので
す。

これはもちろん、いい方になるかもし
れないし、悪い方になるかもしれない。
じつは悪い憲法改正というの、世界に
はけっこうあるのです。フランスもドイ
ツも、さまざまな憲法改正を経験して今
があるわけです。

アメリカの禁酒法(憲法修正第18条。
その後廃止)が悪い憲法改正の典型で
すが、一度憲法に書いたものを後からや
めているのです。ドイツも戦前の経験
を踏まえて、「自由の敵に自由を与えな
い」という、他の国には見られない特殊
な民主主義の考え方をいれています。

つまり常に正しい憲法改正かとい
うと、そうとは限らない。たいてい



井上武史 (いのうえ たけし)
九州大学准教授
1977年生まれ。京都大学大学院博士
後期課程修了。博士(法学)。同大
助手、岡山大学准教授を経て2014
年より現職。
著書、論文多数。

7面から続く

経験をしながら、そこで学習して失敗を繰り返さない。それがその国の民主政治の発展だろうと、私は思います。

その点で、憲法改正イコール悪という観念は、やはり歪みだと思えます。その一番の問題になっているのは、やはり9条です。私は、平和主義については別建ての平和憲章みたいな形にして、そこには手を触れないようにする反面、憲法本体については、何か問題があれば柔軟に変更できるようにすれば良いのではないかと思います。

さきほどの「アリの一穴」論もそうですが、9条論議が全ての憲法論議を覆いつくしているところが、憲法論議の歪みといえるかもしれません。9条にはそもそも規範的な意義があるのか、というところから議論のあるところです。伊藤正司・元最高裁判事は、9条は法規範ではなく政治規範だと言っています。ただ、現在多くの学説は法的意味があると言っています。

9条の内容についても、非武装を要求しているという人もいれば、今の政府のように核武装もできるという見解もある。振れ幅が大きすぎて、もはや法としての機能を果たしていないでしょう。そういうあいまいなものを残していること、憲法に対する規範意識がなくなります。現に、憲法については誰が何を言ってもよいという雰囲気にならつつある。

だから、もう9条は器だけで実質的中身はなくなっているのではないか。そうした状態で文言だけ維持しようとするこのおかしさに、そろそろ気がつくべきではないか。9条が法として機能するように条文を改めるべきです。

そのような提案として注目すべきなのは、最近言われている「新9条」論です。それは、憲法解釈として定着している自衛隊を憲法できちんと規定する一方で、集団的自衛権も条文で明確に否定するというものです。つまり、解釈の余地を残さず憲法にきちり書く。そういう提案が出てきたのは、長い目で見ると新たな一歩なのかなと思います。

日本国憲法は七十年前は新車だったかもしれないが、現在では七十年間何のメンテナンスもなしに、環境基準も満たさず運転しているようなものです。その間に技術が進歩したり、新しい考え方が生まれています。たとえばカーナビができたり、ブレーキ技術が向上したり、バックモニターができたりしている。そういう新しい技術を使って、快適に安全に車を走らせることができるのに、憲法については、そういうことをまったくしていない。

そうすると、いろいろなところにひずみが出てくるわけです。それが昨年の安保法論議だったと思います。権力の制約を強調する人も、いまの憲法が権力をきちんと制約するメカニズムを備えているのかということも、本当は検証しなければならぬはずです。憲法裁判所を作ったり、内閣法制局を強化したり、いろいろ有効な手段はあるのです。国会審議ではいろいろな問題点が指摘されていたのに、その後の議論につながっていないところが、残念だと思います。

7月6日。聞き手／戸田政康、石津美知子。タイトル、小見出しとも文責は編集部

□インタビュー□

核兵器のない世界、核抑止に依存しない安全は、「理想論」から現実の選択肢になりつつある

オバマ大統領の広島訪問からみえてくるもの

オバマ大統領の広島訪問については、大きく二つの角度から考えたいと思います。まず、オバマ大統領が原爆を投下した国の大統領としてはじめて被爆地に立ったということ、そのものが持つ意義です。もうひとつは、そこで語られたスピーチの中身についてです。

オバマ大統領が広島に来たことはよかったです。国内に対する影響力としても意味は大きいと思います。今回の広島訪問は、オバマ大統領自身にとっても大きな意味があったのではないかと思います。核兵器のない世界というのはオバマ氏のある種の信念、テーマでもあると思います。すし、アメリカ国内のさまざまな反対論を振り切って、任期中に被爆地を訪問したいという強い思いを持って来られたのではないかと思います。

またこの訪問は今後、アメリカ大統領が核兵器問題に向き合うときの、ひとつの道を開いたと思います。さらにオバマ大統領が先鞭をつけたことによって、アメリカ以外の核保有国、核軍縮に背を向けている国々のリーダーが被爆地に来やすくなる、ということもあると思います。

もうひとつ、今回は現役大統領の訪問ということでもさまざまな制約もあり、ご自身としては不本意な部分もあったのではないかと思います。大統領を退任した後も核軍縮に取り組むのであれば、長

崎に来られることも含めて、今後のいろいろな可能性を開くことになったと思います。

ただ一方で、核兵器のない世界を自指すという観点からは、率直に言って大統領のスピーチには落胆しました。格調の高い素晴らしい演説ではありませんが、求めていたことは聞けませんでした。原爆投下に対する謝罪は難しいとは思いますが、核兵器のない世界に向けてアメリカはこのように真摯に努力する、という具体的な意思と行動が示されなかったと言わざるを得ません。

例えば演説のなかに、アメリカをはじめ核保有国は恐怖の論理を乗り越えなければいけない、というフレーズがありましたが、これはサラッとやっているようで、じつは大変重要なことを言っているのではないかと思います。

冷戦後、確かに核兵器の数は減っています。冷戦時のピークには全世界で七万発の核弾頭があって、地球上の生物一人類だけでなく何を何回も殺せる、オーバークイルだといわれてきました。しかし今でもじつは、減っているとはいえず、一万五千発以上ある。依然としてオーバークイルなのです。同時に、核兵器があるから国の安全が保障されているという根本的なところは、冷戦思考のままあまり変わっていないのです。

実際アメリカ、ロシアの核兵器配備体制を調べてみると、合わせて四千発くらいの核弾頭は、今でも十分に使える配備体制に置かれています。数千発が互いにらみ合っている形で対峙している状態は、冷戦時代と変わりません。とくにそのうちの千八百発くらいは10分以内に発射命令が出せるという、非常に高い警戒態勢に置かれています。

中村桂子・長崎大学准教授に聞く

制を調べてみると、合わせて四千発くらいの核弾頭は、今でも十分に使える配備体制に置かれています。数千発が互いにらみ合っている形で対峙している状態は、冷戦時代と変わりません。とくにそのうちの千八百発くらいは10分以内に発射命令が出せるという、非常に高い警戒態勢に置かれています。

つまり核兵器があるから安全が保障されている、核兵器には特別な意味や価値があるという考え方、そしてそうした力を持っている国が大きな声で世界を動かしている、それがオバマ演説のなかで言っている恐怖の論理です。

相手を脅して黙らせる、力によって抑えていく、核兵器はそうした力の論理による最たるものです。そういう恐怖の論理にがんじがらめになっているというところを、少なくとも核保有国アメリカとして認識し、そこから自分たちも含めて変わっていかなければいけないと、言っているわけです。

そうした重要な言葉が、演説のなかではいくつかできてはいます。しかし全体として、「アメリカはこう変わるのか」は見えない。だからこそというべきか、

核兵器禁止条約にむけて 世界は動き始めている

私はオバマ大統領の広島訪問の前に、スイスのジュネーブで行われていた国連の核問題の会議に出していました。大きな流れをいかいつまんでお話しする

広島でも長崎でも、被爆者の方の反応には厳しい声がありました。被爆地にわざわざ来て話すのであれば、これから核兵器のない世界にむけてアメリカがどう変わっていくのか、そこを聞き取ったということだと思えます。

ですから私も含めて、そこで話されたことには失望があります。ただ一方で演説からは、現在のアメリカを含めて直面している困難さというか、課題が見えると考えています。

その課題とは、私たちはアメリカが変わるべきだと言いつつ続けているだけなのか、ということ。安倍首相はオバマさんの演説の後のスピーチで、日本とアメリカが世界を照らす灯し火になると言っているのですが、今の国際的な核軍縮の流れのなかで、核保有国であるアメリカは当然これに抵抗を示す側ですが、じつは日本も、そうした流れを止める側なんですね。こうした現実はどう向き合えるのか。

オバマ大統領の訪問で被爆地広島が改めて世界の注目を集め、日本でも多くのメディアが触れました。これによって核問題に注目が集まったのなら、それを生かして、この両国が世界の核軍縮の流れを止めようとしている側にあることに警鐘を鳴らすことが、私たち自身の課題でもあるでしょう。オバマ訪問から、核保有国アメリカの課題はもちろんです。日本の課題も見えているということ。そこから学んで、日米両国に対して「広島であれだけ言ったんだから、ちゃんとやろう」と、どう迫っていくか。そういうところにあると思っています。

と、核兵器禁止条約を作ろうということ。は長年、核廃絶運動の大きな目標だったのですが、これが夢物語ではなくて議論

8面から続く

のアジェンダに上りつつある。これが今の世界の流れです。とくに二〇一〇年ごろから、核兵器を持たない国々が核兵器の非人道性をキーワードに、大きな潮流を作っています。

二〇〇九年にオバマ大統領のプラハ演説（*）がありました。その前のブッシュ大統領の時代は、核廃絶運動にとっては暗黒の時代でした。それがオバマ大統領の登場によって、核兵器のない世界というのが、それまではいわゆる左の人たちが使う言葉だったのですが、国が目指すべき政策的な話だということになっていきました。

（プラハ演説：オバマが09年4月にプラハで行った『核なき世界』にむけた国際社会への働きかけ』という演説。これが評価され、同年ノーベル平和賞を受賞。）

一方で核兵器禁止条約がない現在、一番大きな核軍縮に関連する国際条約はNPT（核拡散防止条約）なんです。これは一言でいえば大変な差別的条約です。191の加盟国のなかで5つの国（アメリカ、ロシア、イギリス、フランス、中国は、すでに核保有国だったので、核兵器国というステータスでNPTには入っています。NPTの差別的なところは、この5カ国には核軍縮義務（第6条）が定められているのですが、「精神条項」にとどまっています。つまり、このようにあなたたちで、どうやってゼロにするか、ということを書いていないので、「これをやらないから違反している」と

とは明確に判断できない。核兵器国は自分たちが「取り組んでいる」と主張し続けているわけです。

一方で圧倒的多数の国は核兵器を持たないと誓約していて、これらの国がこっそり核兵器を作っていないかどうか、IAEAという核の番人にあたる国際機関の査察をしっかりと受けるわけです。持たない国は厳しく監視され、縛られるにもかかわらず、持っている国は、数は減りつつあるとはいえズルズルと持ち続けている。

こうした状況が何十年も続いて、5年ごとのNPTの再検討会議のたびに、両者がやりあってきました。いくら核保有国に核廃絶を迫っても、「自分たちはやっている（数は減らしている）」と言っただけで、何かあれば使うことさえ、ちらつかせている。それに対して、非核保有国はずっと不満を募らせてきました。

こうしたなかで二〇一〇年ごろから核兵器の非人道性に焦点をあてるといって新しいアプローチが始まりました。日本人にとっては、核兵器の非人道性というのは当たり前のことで、そんなことは被爆者は何十年も訴え続けていると思われているでしょう。しかしNPTをはじめとする国際的な議論においては、核兵器は意味があり価値がある兵器だという前提で、国と国との戦略バランスをとる、抑止によって安全を保つ、という考え方が主流です。ですから非人道性という話は片隅に追いやられてきたわけです。

以前から核兵器は非人道的な兵器である、無差別かつ不当な苦痛を与える、均

衡がとれない被害を与えるなど、国際人道法との関係で違法性が指摘されてはいましたが、NPTを中心とした国際会議の場においてそれが表だって議論されることは、ほとんどありませんでした。あくまでもメインは抑止力の話であり、大同士の戦略バランスであり、どうすれば安全な核保有の体制がとれるか、という管理の話なんです。

こうした核抑止論による保有国中心の議論から、持たない国中心の議論に転換させていこうという動きを、オーストリア、スイス、ノルウェー、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカといった国々が作ってきました。これらは、対人地雷禁止条約のときも中心的な役割を担った国々で、非人道性という面から特定の兵器をなくしていこう、という動きを担ってきた国々なのです。

これらの国々が中心になって、核兵器の非人道性というアプローチが始まりました。核兵器というのは、たとえ一発でも使われてしまえば、取り返しのできない被害を与えるので、使わせないことが必要であり、そのためには核兵器廃絶しかない。禁止してゼロにするしかない。当たり前のことは当たり前のことですが、それをしっかりと打ち出す。これが人道アプローチとよばれるものです。

それから五、六年たっています。それまでは世界の国々のなかでは、非人道性という話はほとんどされなかった。平和運動の側も、大国の政策を変えさせようというところにエネルギーを集中させてきたように思います。今は核兵器の数を減らすだけではなく、核兵器に対する考え方、価値判断そのものを変えていこうというところに、平和運動の側もエネルギーを使うようになっていきました。

そして国連加盟国の過半数の国々が、非人道性ということから核兵器禁止条約を作るべきだという声を上げている。その最新の動きが、最初に申し上げたジュネーブでの国連の会議だったわけです。ここで歴史上はじめて、禁止条約のあり方という禁止条約を、どのように作っていくか、がテーマになったのです。

これまでは禁止条約をつくるべきか否かという議論だったのが、今は作ることを前提に、どういう中身の条約をつくるか、それをどう実現させていくか、という議論が変わっているのです。

ここでのひとつの大きな特徴は、核保有国が条約交渉の会議に入らなくても条約を作れる、という議論です。例えば対人地雷禁止条約もそうですが、対人地雷を持っている国すべてが禁止条約に参加しなくても、批准国数など一定の発効要件を満たせば条約はできるわけです。これは、温暖化防止条約も同じですね。

核兵器の場合は保有国と非保有国の対立が鮮明なので、対人地雷や温暖化条約のケースをそのまま当てはめられるわけではないのですが、それでも最新の議論は、核保有国待ちではなく、持たない国が世界中で手をつないで禁止条約を作ろうと。

「核なき世界」に向かうのか 核抑止に依存し続けるのか 岐路に立つ私たち

核兵器禁止条約は遅かれ早かれ、いずれ作られると思います。そうなると私たちは、核兵器禁止条約がある一方で核兵器もある、という新たな世界のなかでの課題に直面することになります。

核兵器保有国は、依然として抑止論に依拠し続けています。また例えオバマ大統領が核兵器をなくしたいと強く思っても、国自体が核兵器システムに組み込まれている、あるいは核のある世界の論理にとどまらなければならないわけです。軍産複合体ということもあるし、核兵器によって利益を得るさまざまなシステムが、社会のなかに広がっている。また人々のある種の思考停止ということもある。そもそも無関心ということもあるし、核抑止は必要だ、ということでも終わっているところもある。こうしたさまざまな問題がからみあって、核兵器のある世界を維持する構造が出来ているわけです。

と。核兵器の非人道性を根拠に、持つてもダメ、使ってもダメというシンパルな条約にして、これを国際的な規範として保有国にプレッシャーをかけよう。対人地雷のケースもそうですが、例えばアメリカは条約に入っていないませんが、これだけ国際規範になってくると、当然影響を受けるわけで、新たな対人地雷の生産をストップさせています。これは、条約によって一定の圧力を受けた結果であるといえます。

核兵器禁止条約を作ろうという動きは、核兵器を持たない国を中心として、かつてないほど高まっています。場合によっては早ければ今年の秋、あるいは数年以内に有志国のなかから禁止条約を作ろうという声が上がります。国連での条約交渉が開始される可能性があります。

その筆頭例が、核保有国が進めている核の近代化です。原発と同じで核兵器にも寿命があります。冷戦時代に大量に作った核兵器がだんだん劣化して、二〇三〇年くらいには新しいものに取り替えるのか、解体するのかわからない選択が迫られてきます。そこでアメリカを筆頭に、莫大な予算をつけて近代化を進めているのです。

数は減らす一方少数精鋭というのか、よ性能の高い核兵器システムにする。弾頭だけではなくミサイルシステムや実験場、あるいはそれを支える人的なインフラなどに、大変な投資をしているわけです。核兵器開発から七〇年余りですが、今のアメリカの予算のつけ方をみていくと、百年後も持ち続けようというレベルがきっちり敷かれています。

こうした核兵器に依存する体系が継続的に存在しており、そこに多大な権力が集中している。一方で、持たない国のなかから禁止条約をつくって、この世界を変えていこうという動きも高まっている。被爆七十二年となる今年、これから先どちらの方向に向かうのか、という岐路に立っているのではないのでしょうか。

日本は残念ながら、国際社会の中で二つの顔を持ち続けてきました。ひとつは広島、長崎の被爆体験を持つ被爆国としての顔。これは国としてのステータスでもあり、だからこそ核軍縮でリーダーシップを取っていくと言っただけでなく、どこが残念ながら、核軍縮を推進している国々からは、日本は仲間だとは思われないのです。

なぜかというところ、「アメリカの核の傘」が必要だという論理です。核軍縮を推進している国々は、核兵器は意味をなさない、価値がない、それどころかテロも含めて、持っていることの危険性がどんどん高まっていると考えている。ところが日本は広島、長崎のことから核兵器の非人道性を言い、被爆者の声を聞くべきだと言いつつ、一方で抑止力が必要だと。こうした二つの顔を使い分けているわけです。

政府は、この二つの顔は矛盾していないというのですが、核兵器を持つ世界をこのまま続けていくのか、持たない世界に進むのかという二つの道が示されているなかでは、日本のこうした態度はどっちつかずで、リーダーシップもとれないし、信頼も損なわれるわけです。

——北朝鮮や中国の脅威に対してアメリカの核の傘が必要、という論理が日本には根強くあります。

中村 ところで抑止力論の矛盾があるんですね。抑止が効くためには、攻撃をしたらそれ以上に報復される、だからやらない、という合理的判断を相手がある、ということが前提です。ところが一方で日本は、北朝鮮は何をするかわからない、合理的な判断をするとは限らないとも



中村桂子 (なかむら けいこ)
長崎大学准教授
1972年生まれ。NPO法人ピースデボ事務局長を経て、2012年より長崎大学核兵器廃絶研究センターで核軍縮について研究。

9面から続く

言っている。にもかかわらず、抑止が必要と。それ自体、非常に矛盾した政策ですし、あやふやなものです。逆にこのままだと、北朝鮮の核開発はさらにすすんでいくことは間違いない。現在の日本の北朝鮮政策は、ゴールがみえないやりかたです。

核兵器は使えない兵器だといいながら、使われるかもしれないという恐怖と常に戦っている。こういう抑止の議論を乗り越えていくことが、核保有国や核に依存する国々を崩していくうえで、一番の課題です。抑止方に代わる世界、抑止力のない世界を多くの人が「政府もイメージできないところにも、大きな課題があるのかもしれない」。

核抑止力に反対するというと、それじゃ丸腰になって危ないじゃないかという話に直結してしましますが、本当にそ

核なき世界をめざす研究と人づくりを、

長崎の地から

当センターができたのは二〇一二年です。大学に付属する施設として核兵器廃絶というテーマに特化しているのは、おそらく世界でも、ここだけだろうと思います。活動は大きく三つあって、調査・情報発信、研究・政策提言、教育・人材育成です。

調査では、例えば「長崎でも「核廃絶」というスローガンはよく言われますが、それでは今世界にどれだけの核兵器が、どこの国に存在しているかといった基礎的なデータは、なかなか手に入りにくかったりするので、そうした核問題のデータベースを作成しています。こうしたデータをビジュアル化した啓発ポスターなども、作っています。

また核問題に関する報道は、ほとんどないですね。国際会議には当然、日本政府の代表が出席して発言もしているのですが、国内ではほとんど報道されません。そこで当センターでは、核問題の国

うなのか。抑止力の反対語は、「座して死を待つ」ではありません。核兵器に依存しなくても安全を守る方法、よりベターで効果的な方法があるんじゃないか、という議論をしなければならぬと思います。

この長崎大学核兵器廃絶研究センター（RECNA）では、そのひとつとして北東アジア非核兵器地帯という構想を提唱しています。この構想自体はすでに二十年近い歴史があるのですが、こうした枠組みを活用していくことで、北朝鮮が核を放棄しやすい環境を作っていく。むしろ今のやり方では、より彼らは行き場を失って、核兵器を持って瀬戸際政策をやっていく、それ以外にはない、ということになってしまふと思います。そうではない方向を作っていく、そのひとつの切り口が非核兵器地帯だと考えています。

際会議―国連やNPTの会議にほぼ全期間参加して、何が議論のポイントなのかを整理して発信しています。

政策提言としては、例えばさきほどの北東アジア非核兵器地帯の構想です。核兵器はダメだというだけではなく、どうしたら核兵器に依存しない安全保障を実現できるかと考えたときに、すでに世界には、110以上の国々が参加する非核兵器地帯というものがあるんです。南半球のほとんどがカバーされていますし、東南アジアもそうです。これは国際条約で、参加国は核兵器を持ってたり作ったりしないという意思を表明するだけではなく、消極的安全保証といって、こうした非核兵器地帯の国々を攻撃しないという協定に、核保有国が署名、批准するというものです。

核の傘というのは、攻撃してきたら報復するぞと相手を脅すものですが、非核兵器地帯というのは、核兵器を持たない



非核兵器地帯 (条約名)	対象地域	発効年
南極条約	南極	1961
宇宙条約	宇宙	1967
トラテロコ条約	ラテンアメリカ・西インド諸島	1969
海底条約	海底	1972
ラロトンガ条約	南太平洋	1986-
バンコク条約	東南アジア	1997
モンゴル非核地帯	モンゴル	2000
セメイ条約	中央アジア	2009
ペリンダバ条約	アフリカ大陸	2009
		計 116ヶ国

(地図上で、黒は非核兵器地帯 濃いグレーは核保有国)

ことによって国際法で守られ、攻撃させないという考え方です。国際法なんかいつでも破られるじゃないか、という言い方もされますが、国際法に違反して核攻撃をするというのは、その国にとってはものすごく大きなリスクになるわけで、そんなに簡単に国際法を破るという選択はしないはず。またそういう話になれば、抑止力にしてもどこまで効くのか、どっちがリスクが高いかという話にもなりますね。

いずれにしても、こうした核兵器に依存しない安全保障という努力が、世界中に広がっているわけです。なかでもモンゴルはユニークで、一国で非核兵器地位というものを確立しています（*）。モンゴルは中国とロシアという核保有国に挟まれて、歴史的にも何度も侵略された経験を持っています。モンゴルの元国連大使に伺ったところ、どこか同盟を組むのが普通だが、それをやると必ずどこかの国ともめるし、本当の意味での平和ではない。そうであれば世界に広がっている非核兵器地帯に、モ

ンゴル一国でも参加する。自分たちは核を持っていないし、核保有国に攻撃させないという道を選ぶ方が賢明だと思っただ、とおっしゃっていました。

（*1992年国連総会で一国非核兵器の地位を宣言、98年国連総会で「非核地位に関する決議」を採択、00年五大国は国連総会で共同声明「モンゴルに協力する誓約の再確認」。

ニュージランドも非核兵器地帯（ラロトンガ条約）に参加していますが、元々ANZUSというアメリカ、オーストラリアと三国の軍事同盟を結んでいました。そういう意味では日本とも共通するところがありますが、国内の強い世論で非核法をつくって（核兵器を搭載した）アメリカの艦船を寄港させないと決定した。当然、アメリカの怒りを買いました

が、それがニュージランドの終わりではなく、その後もアメリカとの関係は続いているし、TPPにだって参加していますね。もちろん単純に日本と比較できない点もありますが、国が非核政策を選択する

ことは可能なんだということです。核の傘ではない安全保障を考えたときに、非核兵器地帯という選択もある。現にそれが世界に広がっているという事です。こうしたことを通じて、非核の選択をすることは丸腰になることではないということ、説得力のある話にしていこうと思っています。

三つ目の教育ですが、ナガサキ・ユース代表団といって、毎年若い人々たちをNPTなどの国際会議に派遣しています。RECNAができた年に核兵器廃絶長崎連絡協議会（長崎県、長崎市、長崎大学）ができたのですが、被爆者がだんだん高齢化していくなかで、次の世代にどういう人材を作っていくかが、非常に重要なテーマになっている、その事業の一環です。

継承と一言で言っても、それは一体なんだらう。被爆者の証言をテーブルコーダーのように伝える若者が必要かといえば、そうではありませんね。今の時代や社会のなかで、核兵器の位置づけとはどういうものなのか、それを自分の頭で考えられる。自分がどういう世界に暮らしたいのかと考えたときに、核兵器が要る、要らないということ自分の頭で考えられる。それが本当の意味での継承だと思います。

そのためのひとつの取り組みとして、こうした国際会議に連れて行ったり、中国や韓国に連れて行ったりして、議論のできる若者を育てていくということをしています。

長崎は被爆地ですから、平和教育は熱心に行われているのですが、8月9日だけ切り離してしまいがちです。それでは、自分が生きている世界の問題とどうつながるのか、というところが見えてこないまま、単なる歴史の1ページで終わってしまう。決して七十年前に終わった話ではなく、今に続く核兵器のある世界の話であり、今私たちがそこに生きていく。じゃあどうする、ということ自分で考えていく。そういう若者を育てていくことではないか。

せっかく被爆地にできた研究所ですか

ら、東京ではできない、被爆地ならはのことやっていますからね。

私も学生を教えています。核兵器に對して学生たちはものすごく悲観的です。「核兵器のない世界が実現すると思いませんか」と質問すると、長崎の学生なのに95%くらいが「無理」と答えます。核兵器を取り巻くさまざまな問題を知って、どう答えているというより、世の中変わらない、というあきらめの1環で、そう答えているんですね。

こういうプログラムを始めたのは、こうしたことも関連があります。やはり世界を動かしているのは人間なので、あきらめて誰かが決めてくれると思った時点で終わりなんだ、自分たちがどうしたいかということから考え始めるんだ、ということ伝えてたいと思います。

長崎というところは、この土地自体が学ぶ機会をたくさん与えてくれているんです。私は関東から来た人間ですが、ここ長崎では命とは何だろうか、生きるとは何だろうか、根源的なところを考えると、考えさせられます。学生たちにも、そういうことを考える機会や場になればいいな、と思っています。

（7月5日 聞き手／戸田政康、石津美知子。タイトル、小見出しとも文責は編集部）

□第163回 東京・戸田代表を囲む会□

参議院議員選挙の総括視点

立憲民主主義のフォロワーシップの静かなる芽生え

戸田政康・「がんばろう、日本」国民協議会代表

憲法を意識した初めての選挙

「私たち国民が統治の主体だ」という感性が
自然体で芽生えつつある

参議院選挙が始まる前に、立憲民主主義のフォロワーシップという観点から、この選挙にどう取り組むかを提起しました（囲む会・特別編）。立憲民主主義のフォロワーシップということが入っていないければ、「三分の二」といっていることは思考停止につながります。また今回は劇的に投票率が上がる、ということもなかったため、立憲民主主義のフォロワーシップという観点を「かすることさえもなければ、事前の想定とおりの結果ということだ、マスコミ以下の評論をええできないことになりませぬ。」



戸田代表
5/15関西西政経セミナー

静かなるフォロワーシップの芽生えが、ある／ない、見える／見えないというのは、愚問です。それは主権者運動をいかに集積してきたのか、その主体性の格差以外のなにもでもないということ

「日本再生」の紙面をみれば分かるように、「がんばろう、日本」国民協議会は地域自治・住民自治の涵養を基本に、国民主権の当事者性を集積しようとしているわけだ。国家統治ということでは論じれば国民主権がわかっていると思ってしまうのは、シルバー世代に多いですが、これでは自分事として考えたことがないんですから、他者がどういふふうに分事として考えるのかということも、そもそも対象認識には入りませぬ。自分が一方的に「フォロワー」言うだけ、ということにならないわけだ。

「国民主権」というのは、普通の人も自分の人生は自分で決めていい、ということと「それって、すごくしんどいですよ」と。団塊世代は、高度成長

長のエスカレーターに乗ってればよかったんです、就職も結婚も。今は就活も婚活も、やらなければならぬ。自分の人生は自分で決めなければならぬ。だから「民主主義って、真剣に考えよう、ものすごくしんどいです」「みんなで決めよう」ということは真面目に考えよう、しんどいし、時間もかかり、始めたばかりとまるまで続けざるを得ないし、まとめたらこういって、みんな一致団結してという雰囲気には簡単にはならない」という実感がある。

企業や営利組織なら力ネ、損得の話で否応なくまとめる、ということもできません。しかし地域はそうはいかない。地域は複雑で多様です。そのなかで「みんな決めて」には、企業内でのマネジメントをはるかに超える主体性、とくにフォロワーとしての主体性が求められるし、鍛えられる。

だから地域での自治の当事者性は、地域の人脈作りを心得ている人なら、人間関係の作り方のようなところで提起していくわけです。地域で合意するためには、仲の悪いあの散髪屋とラーメン屋をどうつなぐかだ、なぜなら彼らがこの町内会をまとめている、一定の信頼を得ているからで、それ以外の理屈はない。

東大的偏差値のサラリーマンでは、そういうことはわかりませぬ。戦後の左派とかリベラルの人も、複雑で多様な地域に足を持つ苦労よりも、護憲か改憲かという憲法観で一致する人との仲間づくりの方がたやすいと思うんですね。しかしこれでは、国民主権の発現として憲法改正を論じる、それを通じて立憲民主主義を鍛えるというステージには入れませぬ。

「これまでの国家統治論では、『国家が国民を統治する』だったから、統治という概念で民主主義の、立憲政治の世界における政治をどう考えるのは間違いだ、という議論をしていらっしやる方がおられる。それにはかなり私も共感しますが、ローカルガバナンスという言葉に統治という言葉を使って、『住民が自治体政府を統治する』『自治体政府は統治の客体であって、主体ではない』という概念を広げた方がいいんじゃないか、また必要なんじゃないかと、今は感じています。

その時に住民のエージェントとして「住民による自治体政府の統治」を中略して「住民が自治体政府を統治するための統治機関が議会なんです」（「日本再生」424号）と。

統治の客体ではなく主体、つまり住民は統治「される」のではなく、統治「する」側だということ。そのエージェントとしての議会をどう作るか。地域自治や住民自治、すなわち合意形成までをフォロワーとして心得ている部分から選ばれた議会へと、どうもっていかか。こういう問題設定です。

そうすると例えば三十万都市であれば、議会でそういう議員を四名確保すればどのくらいまでできるか。こういうことは、試してみないとわからないんです。自治体政府は統治の客体であって、主体ではない、議会は統治の主体である住民のエージェントだ、ということが明確にわかっていると、議会での譲歩や妥協も違ってくるでしょう。

一方で、こういうことも出てきます。ある会員（40代はじめ）のフェイスブックへの投稿です。

今日、仕事帰りに駅についたら、知り合いの議員がビラを配っていて、これから大野さん（参議院議員候補）が来るから手伝ってくれと言われた。そこで、相手を見ながらこういう感じで配りました。その後が肝心ですね。「選挙最終日になぜ自分の行動を語っているのか？」と思う人がいると思います。候補者のことを語れよ、と思うかもしれません。だが自分は、これは自分たちの選挙で、大野さんの選挙ではないと思っています。候補者が主体ではなく、選挙民が主体だからです」と。

「自治体政府は統治の客体であって、統治の主体は住民だ」というのは、こういう感覚でしょう。続けて、「大野さんは私たちの選挙に候補者として選ばれる客体なのです。私たちが大野さんのサポーターではなく、大野さんが私たちのサポーターなんです。候補者がどんな政策を訴えようとも、私たちに望む世界がなくては、選びようがありません。『選べない』とか『選択肢がない』とか耳にします。その前に望む世界がありますか。もしなければ誰も望まない世界になります。世界は望む力が大きいように形成されていきます。多くの人が、目先の面倒事を知らないふりをすることを望めば、望まなかった世界ができてしまいます」と。

これは戦前でいえば「空気が、今なら村度」ということですね。全体主義はここから生まれてきます。これに対して自治の当事者性ということは、自分たちが主体なんだということが、生活のなかで普通の感覚として入っているということです。これをどう他者に伝えるか。フォロワーシップの転換というのは、このように問題の立て方がコペルニクス的に変わるわけです。立憲主義でも、立憲君主制の場合と国民主権では、そこがコペルニクス的に変わる。

例えば参議院選挙で「三分の二」ということが言われましたが、これは初めて選挙のときに憲法とか立憲主義を意識した有権者がいた、ということなんです。高知新聞によれば二割だそうです。たかが二割というなかれ、選挙で憲法を意識してということとは、これまでではなかったんですから。

漫画雑誌が憲法全文を付録につけて十五万部完売したとか、女性週刊誌が四週連続で自民党改憲草案の解説を載せたとか、そういう広がりになっている。情緒的ではありますが、憲法を意識して政党や選挙を見る、ということが初めて出てきたんです。

その場合の憲法というのは、敗戦直後の「二度と戦争はしたくない」という意味の憲法ではありません。「国民主権ってなんだ、民主主義ってなんだ」という憲法です。だからこそ、主権者運動の歴史から本史に入る過渡期、移行期とは口に入ったと言っているのです。

「二度と戦争はしたくない」という気持ちは分かりますが、今問われているのは、国民主権を活用する、国民主権を行動に移す、そういうものとしての憲法観です。「非戦の誓い」ということも、立憲民主主義の観点からの安全保障とは何か、というところに深めなければならぬ。九〇年代、小渕政権のころに提唱した人間の安全保障くらいは、再構築しなければいけないということなんです。

繰り返しますが、日本で初めて憲法を意識して選挙に臨む、というフォロワーが二割は出てきた。そこから、自分らが統治の主体だということで行動も変わってくる。例えば東京選挙区の三宅候補。今回も二十六万票近く取りましたが、おそらく「野党系の票が割れるからやめるべきだ」と、かなり言われたでしょう。それでも「既存政党では取れないところを取る」と言っていた。

選挙は山本太郎参院議員といっしょにやっています。もし彼が出ていなかったら、比例の最後の議席は生活の党には回ってこなかったでしょう。有権者も最後は小川か三宅かと悩んだでしょうし、彼自身も最後は、小川候補への戦略的投票を呼びかけていたんです。

憲法を意識する、立憲主義を意識するということは、少なくとも自分の人生は自分で考えるというオーナーシップが前提ですから、行動も一枚岩ではなくなる

12面へ続く

11面から続く

んです。他者との関係を構造的に考えて判断するようになる。だから自分の好き嫌い、支持・不支持だけではない、戦略的投票ができるようになるんです。

この感覚は現場での実際の人と人との関係の中からしか、つかめません。

イギリスの国民投票でも、アメリカの大統領候補選びでも、韓国や台湾の選挙でも、既存政治の枠の外的変化が事前の想定を覆す、ということが起きています。既存政治のインサイダー、制度の枠内にいる者ほどが事態を見誤る、ということになっていく。投票結果が想定どおり、というのは日本だけです。したがって既

立憲民主主義のフォロワーシップから、憲法を立てる・活かす

「閉鎖性と同質性を求めない共同性、排除と同化に抗する連帯」を

憲法についても、国民権の観点から憲法改正を提起する、そのとば口の攻防に入ります。「がんばろう、日本！」国民協議会の要綱には元々、国民権の発展としての憲法改正とありますが、これを作った二〇〇三年当時には、また一般的抽象的な方向性という以上ではありませんでした。最近若手の憲法学者からも、「権力を制約する」という憲法観のみならず、「権力を構成する」、すなわち国民が主権者として権力を作るといふ国民権の憲法観からの問題提起が、いろいろ行われています。

例えば日本の憲法は、文言が少ない「小さい」憲法です。そうすると、多くの実質的部分は解釈や法律によって決まる、ということになる。だから憲法を変える必要はないといわれるわけですが、これは法律や解釈によって憲法の実質的な中身、意図するところが換骨奪胎されることにもなるわけです。

小選挙区制の導入で憲法改正案発議の

存の制度の枠内、既存政治の評論以下のところでは、フォロワーの変化は見えませんが、立憲民主主義のフォロワーシップの静かなる芽生えは、主権者運動の主体的な活動からしかつかめません。

ここから、立憲民主主義の観点から集団安全保障をどう考えるか、外交をどう考えるか、年金や格差、生活保障の問題をどう考えるか。こういうことが問われてくるわけです。こういうことが伴わないと、反立憲批判は反安倍のスローガンにすぎなくなり、思考停止になります。だからこの間の囲み会やシンポジウムでも、そういう企画をやってきているわけです。

三分の二要件の意味が変わったり(坂井豊貴教授 45号)、政府の長年の憲法解釈が一内閣の閣議決定で変わったりと、逆に「なんでもあり」になってしまっ。これで憲法をリスペクトしていることになりませんか、と。

「不磨の大典」にしてしまうことで、憲法を活かす機会をなくし、憲法と主権者との距離を広げてしまっている。逆に時代や社会の変化に対応して憲法を変える、それによって社会の制度や自分たちの生活がどう変わったという実感が持てるような憲法との距離感にするべきではないかと。(本号6-8面 井上武史准教授のインタビュー参照)

こうした問題提起は当然、近代立憲主義の前提は基本的人権と権力分立だといふ普遍的な原則に立っていますから、日本国憲法の三原則、基本的人権、平和主義、国民主権をどう深化・発展させるか、という問題設定になります。

ちなみに自民党の憲法草案は、基本的

人権の制限、平和主義の放棄、国民主権の縮小です。また「政府の規定がない」ということは、主権者国民が権力を構成する、という原則とは別のものに拠っているということですね。

立憲民主主義の側から基本的人権、平和主義、国民主権をどう深化・発展させるか。例えば基本的人権ということでは、グローバル化の時代に、基本的人権を国籍や肌の色の違い等によって制限しないか。平和主義については、軍事力による抑止だけで安全保障を論じる時代ではない、ということや安全保障の政策体系としてどう表現するか。また国民主権の深化という点での重要な論点は、地方自治、住民自治を、「主権者国民が権力を構成する」という原理のなかにどう位置づけるか。こうした問題設定が必要になってきます。

いずれにしても、こうした大きな方向性を背景に、始まったばかりの立憲民主主義の主体転換を、より確実なものにしていくための問題の立て方を、深めていかなければなりません。これまでとは問題設定も、論点整理や仕分けの仕方も変わります。

大きなポイントのひとつ「ハードル」といってもいいかもしれない。は、税と社会保障でしょう。これは安全保障＝日米関係より高いハードルです。将来世代も含めた社会的連帯のために増税を受け入れる、そういう民主主義観への転換です。野田政権のときの「税と社会保障の一体改革」は、その中間駅になるはずだったのが、跡形もなくなってしまった。当事者も含め誰も、そのことを思い出しきえていない。

また今回、東北は秋田以外は野党側が勝ちました。これも3:2での転換とまったく関係がない、とはいえないでしょう。与党側は相当、共産党攻撃をしたようですが、宮城県知事(自民党推薦)でさえ、共産党は県議会で一定の議席がある、民意の存在は汲んでほしいと、与党側の共産党バッシングに苦言を呈しています。これは共産党を支持する、支持しないと

いう話ではなく、民意の存在ということ

ろがポイントですね。

どちらにしても、主体的転換の戦いが始まりです。ということは立憲民主主義の観点で、憲法の三原則を活かす、使いたす、広げるという型を持たないと使えない物になります。また投票行動が主体的で多様になりますから、感覚的にも大きく変わってきます。

例えば今回一人区にはすべて野党統一候補が立ちましたが、出口調査によれば、公明党支持層の24%が野党候補に投票しています(朝日12日)。これは重要な数字です。すべてが個々人の主体的意思とはいえないとしても、憲法改正に関して構えるという意思は共有されているといえる。つまり、自民党案を破棄してもらうところからでなければ始まらない、というふうな。それを二割、三割の仲間の意思として示しているということです。

立憲民主主義的な感覚は哲学的にいえば、他者の意識活動、他者のオーナシップ性、他者の当事者性の意識活動を自己の対象認識に入れるということ。それができないと、人格形成に他者のおいがないことになる。自分の言いたいことだけをワァワァ言うとか、他人の評論や批判、平たくいえば悪口ばかり言うことになる。安倍さんの演説で一番受けるのは、民主党的悪口ですね。つまり非立憲的な分断統治です。

要するに、仲間や友だちの作り方が変わる。感情のぶつけ合いでは、その瞬間は盛り上がることはできても、当事者性を涵養し集積していく人間関係、仲間づくりはできません。『私』から始まって『私たち』を形づくろうとする民主主義のための努力(「日本再生」46号)といふのは、そのことです。

「既存政治の外側の問題は、まずは私的な感情表現として発せられる。感情表現は、同じ思いの人々には共感を呼びやすいが、感情表現に留まれば『ぶつけ合い』になってしまふ。その共感を討議可能なものへと変換していくためには、『私たち』の場が必要になる(同前)と。『私たちの場』を作るためには、政治・

社会用語を覚えな

んかはありません。都合の悪い問題については、何を言われてもその時には弁明をせず、弁明さえしないんだから論議もせず、全て選挙で片付ける。したがって、博打を打つような感じが強くなる。

政局で判断していくということは、統治とは分断なりなんです。どのように社会を作るのがなくて、敵をどうセットするかです。危機の時はずすそれが出てくる。これに分断されず、立憲民主主義のフォロワーシップの転換をどう集積していくか。これは自治の現場でこそ問われる。参院選では市民が軸になって野党共闘の流れを作りましたが、これを小選挙区にもつなげていくつては、これまでも増して地域から、市民から一化する同調圧力としての感情のぶつけあいではなく、私的な感情から『私たち』を媒介として新しい『公』へと架橋していく、そういう主権者運動(同前)。

自民党憲法草案の「公」とは、同調圧力です。自由も「公共の福祉に反しない限り」とか、「義務を負っている者だけが権利を主張できる」とか。これは自分事として考えることを奪う、ということの意味します。

普通の人にとっては、自分事として考えるというのは、じつはしんどいことなんです。「お任せ」できるなら、そのほうがラクです。ただしツケは回ってくる。ただ自分事として考えるのはしんどいけれど、それを通じて回りの人たちの共有感ができる、社会的な希望が見える、出会う人の輪が広がる等、新しい風景が見えてくる。希望があるからやるのではなくて、やり続けるところに希望が見えてくるんです。

「公共性とは閉鎖性と同質性を求めない共同性、排除と同化に抗する連帯である(同前)といふのは、そういうことです。

いずれにしてもこれから初めて、フォロワーのほうからは憲法を意識してという静かなうねりが始まります。問題は、これをつないで集積していくことです。安倍さんのやり方は、政策の問題を自分にとって一番有利な政局に落とし込んでいく、というやり方です。政策への固執な

んかはありません。都合の悪い問題につ

いては、何を言われてもその時には弁明をせず、弁明さえしないんだから論議もせず、全て選挙で片付ける。したがって、博打を打つような感じが強くなる。

政局で判断していくということは、統治とは分断なりなんです。どのように社会を作るのがなくて、敵をどうセットするかです。危機の時はずすそれが出てくる。これに分断されず、立憲民主主義のフォロワーシップの転換をどう集積していくか。これは自治の現場でこそ問われる。参院選では市民が軸になって野党共闘の流れを作りましたが、これを小選挙区にもつなげていくつては、これまでも増して地域から、市民から一化する同調圧力としての感情のぶつけあいではなく、私的な感情から『私たち』を媒介として新しい『公』へと架橋していく、そういう主権者運動(同前)。

自民党憲法草案の「公」とは、同調圧力です。自由も「公共の福祉に反しない限り」とか、「義務を負っている者だけが権利を主張できる」とか。これは自分事として考えることを奪う、ということの意味します。

野党共闘も、市民がこれまで押し込んだからこそ可能になったわけですから、そういう意味でもフォロワーシップという点から総括する以外、次につながる可能性は出ないということでもありません。

(7月13日。タイトル、小見出しとも文責は編集部)

んかはありません。都合の悪い問題につ

□インタビュー□

参議院選挙を戦って

「未来への責任」と合意形成のための「熟議の府」を

再選を果たした 大野元裕・参議院議員に聞く

争点隠しのなか、選挙戦で訴えたこと

今回の参議院選挙で、関東地方は群馬県を除いて投票率が、前回(二〇一三年)よりも上がりました(東京都は4ポイント増)。埼玉県の投票率は0.1ポイントの微増でした。18歳投票権の影響は多少はあったのかもしれませんが、若い人からの反応は、あまり目立たなかったように思います。

か、ということですが。

私が選挙戦を通じて力をいれて訴えたのは、未来への責任ということですが、これは民進党が言っていることでもありませんが、このことをわれわれは具現化する必要があると思います。例えば財政、社会保障、医療制度、少子高齢化など。こうしたことは十年も二十年も前から分かっていたにもかかわらず、政治が対応せずに目先のことをばかりやってきたわけです。そうではなく、もう少し長いスパンで若者たちに約束ができるような政治にしたい。そこが若い人たちにどれだけ響いたのかは分かりませんが、話をするときはいつても、このことを力をいれて訴えてきたつもりです。

今回の選挙はこれまで以上に、争点隠しの選挙でした。安倍さんは二〇一二年の総選挙ではアベノミクス、経済を掲げていましたが、実際にやったことはNS



大野元裕 (おおの もとひろ) 参議院議員 (民進党)

1963年生まれ。慶応大学卒。国際大学国際関係学修士課程修了(中東地域研究専攻)。外務省日本大使館専門調査員、書記官(イラク、シリア、ヨルダンなど)、中東調査会研究員、同上席研究員等を経て、2010年参議院議員(埼玉選挙区、民主党)。防衛大臣政務官など。2016年再選。
<https://www.onomotohiro.jp/>

Ｃ(国家安全保障会議)と特定秘密保護法だった。二〇一四年の総選挙でも、「この道しかない」と経済の話をしていたのに、やったのは安保法制。そして今回もまた経済と。選挙のときに争点化していいことを、やっているんですね。

ただ私は今回、憲法は争点にならなかつたと思います。なぜかというところ、組上に載っていないからです。前の国会(第一九〇国会)で、自民党の憲法草案をもとに安倍さんに質問をしても、安倍さんは「私は総理としてここにいる、自民党の総裁としていないので答えない」ということに終始してきました。挙句のはてに、NHKの日曜討論でキャスターから「自民党は憲法のことを変えたいんですか」と聞かれた高村副総裁が、「どこか変えたいんです」と言う。これでは議論になりません。

そういう状況のなかで、野党からこの

統治のテクノロジーありきの安倍政権 政策なき「決める政治」で、合意形成が飛ばされる

本来、参議院選挙は与党か野党という選択の選挙ではなく、政権に対する中間評価であり、野党に対する中間評価だといふのは、その通りだと思います。そして私は今回は政策のみならず、政権の運営手法についても評価をうけるべき選挙だったと思います。

政策課題についての結論がAかBか、それは賛否も含めていろいろあると思いますが、民主主義というものはその結論に

を変えると提示する、という話でもありません。ですから、憲法は組上に載っていない。では安保法制はどうかということ、これは国民がよく分からないままなんだと思うんです。だから争点にはならない。

では増税はどうか。これは元々は「税と社会保障の一体改革」という三党合意(二〇一二年)に基づいたものです。民主党政権の時でしたが、政権をとる可能性のある自民、公明と三党で、これは政争の具にはしない、粛々とやります、そうではないと日本は持たないということだったんです。ところが安倍さんが前回の選挙で「増税がいいか、どうか」を争点にして、また今回も増税延期を繰り返している。これでは争点になりようがない。そこはある意味、自民党のやり方がうまくいったということでもあります。

ですから戦いにくい選挙でした。経済を争点にするのであれば、成長戦略なき金融政策は失敗した、企業を優遇するのは悪いことではないが、あくまでも消費する人たちがいてはじめて成り立つのであって、そこを外した企業優遇ではダメだということ、もうひとつ安保法制については日本の領土領海を守る条文はない、と訴えました。自分たちの国を守るということには、国民の理解も得られると思います。遠いところまで自衛隊を出して米軍の下請けをやらせる、というのは話が違ってしまうと。

ずつと訴え続けました。そのためにはやはり「無視できる野党」ではなく、切磋琢磨できるだけの議席数をいただきたいと。

この点は今回、重要なことだと思います。これまでの参議院選挙では争点として上がらなかったことですから。

小選挙区制の下では多くの場合、二大政党に収斂するのですが、現在の日本では二大政党にならずに、大勝ちと大負けになる。ですから安倍政権の今の手法を繰り返そうとすると、これからもできてしまいうわけですね。これはとても危険なので、今回のみならず今後も、発信していかなければならないと思っています。

——安倍政権のそうした手法は、沖縄に対して顕著だと思います。これだけ何度も選挙を通じて民意が示されているにもかかわらず、「やる」といったらやる」というような強硬な姿勢が見られます。

大野 権力の発動に対して、挑む方法は二つあると思います。ひとつは議論を通じて切磋琢磨する。もうひとつ、もっと距離が離れている場合は、言うことを聞かせるといふことです。沖縄だけだと残念ながら、政権にとっては無視できる、となってしまう可能性がありますが、今考えざるべきだと思うのは北海道、東北です。これは、少なくともアベノミクスの手法からは、こぼれて落ちてしまったところですね。私はアベノミクスは政策の失敗だと思っていますが、仮に「この政策は正しい」と思っているとしても、周縁部でこうした民意が示されたことを、政権として重く受け止めるべきだと思います。

安倍政権の本質というのは、政策なき「決める政治」、結論が決まっています。中途半端な決断をすつと決めてしまふ手法だと思ふんです。要するに統治のテクノロジーありきなんです。だから政策へのこだわりもない。

例えば安全保障についても、中国の脅威はじつは関係ないんです。中国の脅威を言うなら、われわれがやるべきことは

二つあって、ひとつは南シナ海と同じ状況を東シナ海で作らせないこと。もうひとつは、中国に日本列島を越えて外洋に出て、好き勝手にさせないこと。そのための抑止は、中国に対しては効きます。北朝鮮に対しては抑止は効きませんが、同じような合理的計算が働かないと、抑止にはなりませんから。そのためにやってきたのが動的防衛力であり、われわれが提案した領域警備法も、そのためのものです。

しかし、そういった整合性のとれたものは出してこない、にもかかわらず脅威だけは煽る。これが安倍さんのやり方です。経済も同じで、どうも経済をよくしようと思っているふしはなくて、金融政策はやりました、デフレが悪いとインフレ目標は作りましたが、目標に到達しなくても、そのときはレッテル貼りで相対評価を持ち込む。民主党政権のときはもっとひどかった。(実質GDP成長率は民主党政権時のほうが、安倍政権時より上)

憲法も、憲法改正をやりたいと言っていますが、それなら例えば緊急事態条項なんかを、国会で議論すればいいわけですね。緊急事態条項については、おそらく三つくらいの立場があると思います。ひとつは平和主義というのか、緊急事態条項は必要ないという立場。もうひとつは緊急事態条項は自然権だから、憲法に規定しなくてもいいという立場。三つ目は自然権だが憲法に盛り込まないと規制する法もつくれないと。こういう議論をすればいいんです。にもかかわらず、やらない。

衆議院の憲法審査会は、小林節さんの回以来止まっています。参議院の憲法審査会は丸山和也議員の発言以来、止まっている。ずっと開催しないまま選挙になだれ込んでいて、憲法の話などおこがましい、という状況です。(衆議院憲法調査会では昨年六月、小林節氏をはじめ、三人の憲法学者がそろって安保法制は違憲と述べた。参議院憲法調査会では今年二月、丸山参議院議員が日本が米国の51番目

13面から続く
 の州になったら憲法上どのような問題があるか、と発言し、続けて奴隷が大統領になっているなどと発言したことが問題とされた。(編集部)

そういう意味で、統治のテクノロジーだけが先走っている、というのが安倍政権の特徴だと思います。

そうなる自立憲主義も民主主義も手続き論ですから、政策の中身の話ではない

歯を食いしばって、政権獲得を目指していく

私は今回の選挙戦で、民共の協力はないうとずっと言ってきました。

五党合意というものがありません。内容は安保法制の廃止や安倍政権の打倒ですが、これは公党間の合意ですから、その通りですと申し上げてきました。この合意に基づいて二月十七、十八日に安保法制の廃止法案と対案三法案これは私が書いたもので、こちらは共産党は共同提案しませんでした。野党で提出しました。また安倍政権の打倒については、幹事長によれば選挙区によって違つと。ですから、例えば東北の一人区では野党統一をしましたが、私のところ(埼玉選挙区)では、それはやらないうべからと申し上げました。

これは共産党が好きとか嫌いというところではなく、残念ながら共産党と組んだ瞬間、それは自公政権を継続させる宣言になってしまつ、と私は思っているのです。小選挙区では五割以上獲得しないと政権は獲得できません。そのためには歯を食いしばっても、二大政党にもっていかねばならない。だから、最初から政権を取るつもりのない政党と組むつもりはない、とついでに言っています。

民進党のこれからですが、結党宣言、綱領、基本的政策合意が基礎になります。それを進めることが重要だと思います。そして民進党は誰を相手にして、どんな政権をつくらうとしているかを、常に明らかにする必要があります。私は民進党が

ので、そこが国民にはわかりにくいんですけどね。集団的自衛権がいいか悪いかではなくて、そのための手続きがどうなんだという話ですから。

安倍政権に対する立憲主義からの批判というのは、政策的な立場が違う人たち、合意形成の手続きを問題にしているということなので、これをどうわかりやすく整理するか。ここが課題だろうと思います。

今回の選挙では民主党時代よりも多少、比例票を増やしていますが、二〇一〇年の段階にはまだ戻っていません。また「真ん中」の人たちの支持は、まだ逃していません。次の執行部は、そうしたことに対応できるようにするべきだろうと思っています。

二つ目は政策のところ、真面目にやらなければならないことが山積しています。憲法はたしかに大事ですが、これは取り組み始めても、三年くらいは大きく動かないだろうと思います。その前にやらなければならないこと、このままでは手遅れになってしまふことがたくさんある。最初に申し上げた少子高齢化しかり、財政しかり、社会保障しかり、経済しかり。こうしたことを並行してやっていかなければなりません。

二期目の議席を与えていただきましたので、そういうことにしっかり取り組んでいきたいと思っています。

ですから、「ごんごんさい」かもしれないですが、手続きはきちんと踏んでいって、そして全員に場を与える。そして今回は未来への責任ということで、ヨコ軸に加えてタテ軸も作りましたので、この両方に責任を果たす政党にならなければいけないと思っています。

□日程のお知らせ□

- ◆「日本再生」読者会・東京(会費 無料)
8月7日(日) 午前10時より
「がんばろう、日本!」国民協議会事務所(市ヶ谷)
- ◆越谷「日本再生」読者会(会費 200円)
8月8日(月) 午後7時より 中央市民会館・会議室
- ◆船橋「日本再生」読者会(会費 300円)
8月8日(月) 午後7時より 船橋北口みらい図書館
- ◆京都・青年学生読者会(会費 無料)
8月8日(月) 午後7時より 同志社大学寒梅館
- ◆大阪「日本再生」読者会(会費 500円)
8月12日(金) 午後6時より ドーンセンター
- ◆北九州「日本再生」読者会(会費 500円)
8月6日(土) 午後3時より 小倉商工会館

*** 以下は事前のお申し込みが必要です ***

- ◆第164回 東京・戸田代表を囲む会(会員限定)
「立憲民主主義のフォロワーシップの転換と主権者運動の前史から本史へ」
戸田代表の提起と討議
8月11日(木・祭) 午後1時30分より6時まで
参加費 なし(この回に限り)
「がんばろう、日本!」国民協議会事務所(市ヶ谷)

■問い合わせ 03-5215-1330

1面から続く
 した選挙は、おそらく初めてだろう。憲法が、教科書のなかの知識だけでなく、自分がどんな未来を望むのかに関わるものと

身の丈に合った卑近な要求を通じて、政治を身近に

「主権者として憲法を立てる」ために憲法を論じることは、私たちの民主主義を鍛えることにはかならない。例えば未来に対する責任、将来世代も含めた公平・公正を、民主主義にビルドインできるのか。

「財政をめぐる政策論議は、この20年で、ぐるりと一周して元に戻ってきたかのようだ。」

1990年代初頭、バブル崩壊後の日本では、財政出動と減税で景気を刺激しさえすれば不況を脱出できる、と皆が信じ、巨額の財政政策を毎年繰り返した。90年代も今とまったく同じ議論をしていたのだ。違いといえば、当時は国の借金は少なく、高齢化も進んでいなかったことである(小林慶一郎 日

して意識され始めている。「主権者として憲法を立てる」という実感を持つ世界へと、転換していく一歩を踏み出すときだ。

経(6/20)
 「消費税増税延期に象徴されるような『世代を越えたコストの先送り』は、産業社会に過去100年あまりで出現した新しい問題である。有限な化石燃料資源、環境問題、原子力発電とその放射性廃棄物の超長期的管理の問題、そして政府債務によって支えられた社会保障制度の持続性の問題。これらはすべて『コストを後世に先送りする』

誘因とどう戦うかという問題だが、近代民主主義の初期の設定には入っていないことばかりである。いま日本が直面している財政の持続可能性という問題も、従来の民主主義で解決できるとは限らないし、実際に解決不可能であることを、我々日本人が現在進行形で証明しつつある。

こうした問題を解決するためには、憲法改正は必要なのかもしれない(同前)

財政規律条項を持つ憲法は少なくないし、EUは加盟国に財政規律を課している。与野党合意によって(党派的駆け引きも含め)縛っている国もある。日本では「税と社会保障の一体改革」(三党合意)がその糸口になるはずだったが、今や完全に反故にされている。

「このままでも明日はくるが、その先に未来は見えない」と感じている人々に提示すべき選択肢は、「未来への責任」や「持続可能な社会」ではないか。憲法論議はこうした視点から出発すべきだろう。

主権者として、望む未来を思い描くことができるための主権者教育も重要だ。初めての18歳選挙権ということで、今回の参議院選挙では主権者教育の成果が投票率として表れたと思われるケースが散見される。しかし主権者教育が必要なのは、大人も同様だろう。それは、民主主義の作法ともいえるべきものだ。例えばこんなふうに。

(以下は、Amakent <http://polittas.jp/features/10/article/510> より)
 ドイツでは1972年に選挙権年齢が18歳に引き下げられ、教師などが議論を重ねた結果、学生と政治活動についての指針「ポイテルスバッハ・コンセンサス」ができた。

提示されているのは次の三つの原則。

- ① 学生に威圧をかけることの禁止
- ② 異論が多い課題は異論が多いうまみにしておく
- ③ 学生の個人的な利害を考慮させよ

日本の現状に即して考えるなら

- ① 政治活動の届け出など、生徒への威圧そのものだろう。これは即刻、止めさせるべきだ。
- ② 「ハイトスピーチ」や「歴史修正主義」などは論外だが、安保法改正が「戦争法」なのかという点には異論があるので、各教師が思うまま各種の異論をそのまま生徒に語ればよい。
- ③ 18歳・19歳の若者の生活上の利害を考慮すべきだ。バイト代を上げてくれでもいいし、授業料を下げてもいいし、市役所で合コンパーティーをやってくれでもいい。政治なんて高尚なものじゃない。身の丈に合った卑近な要求をががががぶつけていけばいい。

日本の「18歳選挙権」はこうした、民主主義の根幹的な議論がなされることなく、諸外国の

「18歳選挙権」風潮に流されるように実現した。しかし、今からでも遅くない。日本版「ポイテルスバッハ・コンセンサス」を確立し、高校を改革すべきだ。

【引用終わり】

①も②も、民主主義の重要な作法だが、とくに③の個人的な利害(個人的な、と思われている困り事も)を考えることは重要だ。「個人的」なことが、じつは社会と大きく関わっていることを知り、他者との合意形成のプロセスを身につけることは、市民性という点でも主権者教育の重要な視点だ。

身の丈に合った卑近な要求を通じて、政治を身近に感じていく機会を、若者だけではなくさまざまな人々がもっと普通に実感できる社会。それがこそ、主権者として憲法を立てる、憲法が機能している実感をもてる社会だろう。(その最も重要かつ身近なフィールドこそ、住民自治の現場、まちづくりの現場であることは、言うまでもない。)

ここから、多数決だけが唯一の決め方ではない、民意を集約するよりよい方法を検討しようとか、一人一票だけではなく人口とは別の理念での代表制(地域代表など)もありうるのではないかなど、各国の知恵も学びながら、民主主義をより豊かにするための議論も可能になる。そういうステージを開いていこう。

(11-12面「囲む会」も合わせて参照を)